

平成23年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(6日目)

平成23年6月6日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(18名)

1番	小 畑	傳 君
2番	滝 波	登喜男 君
3番	金 元	直 栄 君
4番	齋 藤	則 男 君
5番	長 岡	千恵子 君
6番	原 田	武 紀 君
7番	川 治	孝 行 君
8番	川 崎	直 文 君
9番	多 田	憲 治 君
10番	上 坂	久 則 君
11番	長谷川	治 人 君
12番	竹 澤	一 敏 君
13番	松 川	正 樹 君
14番	渡 邊	善 春 君
15番	伊 藤	博 夫 君
16番	上 田	誠 君
17番	酒 井	要 君
18番	河 合	永 充 君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	松本文雄君
教 育	長	青山慶行君
消 防	長	中村勘太郎君
総 務 課	長	布目洋一君
企 画 財 政 課	長	山村岩夫君
会 計 課	長	立花紀子君
監 理 課	長	南部顕浩君
税 務 課	長	山田和郎君
住 民 生 活 課	長	市岡栄二君
環 境 課	長	勝見隆一君
福 祉 保 健 課	長	岡本栄一君
子 育 て 支 援 課	長	伊藤悦子君
農 林 課	長	小林良一君
商 工 観 光 課	長	酒井圭治君
建 設 課	長	山下誠君
上 水 道 課	長	山本清美君
下 水 道 課	長	清水満君
健康福祉施設整備室	長	山田幸稔君
永平寺支所	長	椀山勇君
上志比支所	長	茶谷重敏君
学校教育課	長	末永正見君
生涯学習課	長	長谷川伸君

6 会議のために出席した職員

議 会 事 務 局 長	南 部 辰 夫 君
書 記	山 田 孝 明 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開議)

～開 会 宣 告～

○議長（河合永充君） 各議員におかれましてはご参集いただき、ここに6日目の議事が開会できますこと心から厚く御礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれていただきますことまことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

今定例会は、地球温暖化防止対策と東日本大震災に伴い全国的にエネルギー使用の一層の節減が強く求められていることから、国、県で取り組みを実施しているクールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイ、ノー上着で臨んでおります。ご理解のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（河合永充君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

初めに、10番、上坂君の質問を許します。

10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 冒頭に際しまして、このたびの3月11日に発生いたしました東日本大震災、被災者の皆様に心からの弔意と一日も早く安心できる生活ができることをご祈念申し上げたいと思います。

まず、きょうは4項目の質問を用意してあります。

災害、天災というものは、要らないと言っても来るのが災害でございます。

そこで、今度の東日本の大震災で数々の教訓というものが示されております。まず最初に、永平寺町においてそれぞれの災害予防あるいはそれがあつたときというふうな計画がありますけれども、永平寺町全体としてどのような災害というものを想定しているのかお聞きいたします。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） お答えをいたします。

本町では、平成19年3月に永平寺町地域防災計画というものを策定いたしております。その中で本町が受けるであろうという災害について想定をしているわけですが、まず初めに大雨、洪水等によるこういった風水害による災害、九頭竜川、荒川、それから永平寺川といったような幾つかの河川がございますし、河川沿いの低地等に、やはり洪水とかそういった被害があるということでございます。それから、近年、非常に降雨量が多くなったといったようなこともありまして、そういった風水害がまずは想定されます。

それから土砂災害、これもこの危険箇所というのはほぼ全域にございます。土石流あるいはがけ崩れ、地すべり等のこういった被害が発生しやすい部分もあります。きちっと調査をしておりますけれども、土石流の発生が予想されるようなところが120カ所、急傾斜地域の崩壊するような箇所が59カ所、それから地すべりが起こるであろうといったようなところが3カ所、こういった調査をしております。

それから、県下全域が豪雪地帯に指定されているといったようなことから、本町でも雪崩等のそういった雪害も予想されます。

それから、最後に地震による被害でございますけれども、福井県には幾つかの地震を起こす活断層というのがありますけれども、永平寺町も福井平野東縁（とうえん）と読むんですか、東縁（ひがしふち）と読むんですかね、そういった断層帯に位置しております。そういったことから、今現在のところでは最大マグニチュード7.6といった地震、それを受けて防災計画の中では震度5弱から6強といった地震が発生するものという想定をしております。地震によっていろいろな家屋の倒壊あるいは液状化、山ろく部の土砂災害等々、そういった火災等の可能性もあるといったようなことで、今申し上げたような災害が想定されているところでございます。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 私もこの間、改めまして災害があるときの地図等を見させていただいて、集落ごとといいますか、地域ごとに示された地図をつくって配っていると。

それを今後どう生かすかということですが、つい四、五年前、美山地区ですか、あの集中豪雨。私もボランティアでお手伝いに行きましたけれども、家屋の床の下に泥がまみれ、本当に呆然とするような光景はいまだに忘れないんで

すね。少し時間がたっていましたからそんなににおいはいしませんでしたが、やはり天気がよくなって温度が上がってくると泥特有の臭気というものがあります。それからもう一つは、油が流出して、やはり三国のほうへボランティアで行きましたけれども、表面は取れるけれども、中に入っている油。塊になってしまっています。ですから一つの災害というものは想像を絶するなというふうに本当に今でも感じています。

天災というのは、仮に豪雨にしましてもどこの時期のどれだけということがわからないんですね。しかも最近は集中化だと。そこで、天災は防げないということ前提にしながら、まず一番最初にやらないいけないのは、みずからの命はみずからが守るといふ、これは当たり前のことなんですけれども、それが大前提。

それじゃ、どうやってあと都合するのかといいますと、危ないような情報、例えば土砂災害が起こるとか、いろいろ聞くと何か音がするとか、あるいはひび割れができるとか、そういうふうなことがやっぱりあるわけですから。そこで、非常に雨が降ってきた、じゃ、法的に強制退去というものが、永平寺の中ではそういうふうなことが今現在どうなっているのかなど。

これ質問をちょっと越えているかもわかりませんが、ひとつわかる範囲でお願いいたします。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 災害時において人命を守る、これは一番最初の重要な課題でございますけれども、そういったことから、もし災害が発生して人命あるいは家屋に損害が及ぶといったようなことから避難が必要であるというふうなことになるれば、これは町の名前でそういった勧告、指示がなされることになっております。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 豪雨だけを見ましても、今IT化なんかでありますから、本当に河川のはんらんが、これは百何十カ所もあるわけですから全部というのは無理かも知れませんが、一つのテーマとしては、永平寺町であれば一定限度の雨量が多くなったときに警報装置が本部のほうへ無線か何かで通じてきて、それで気象庁との情報をとりながら、やはりここは命があつてですからそこはちょっといき過ぎになるかも知れませんが、人の命というのはそこぐらいまで強制的にしないとなかなか守れないんじゃないのかな。

一つのヒントに、東北のほうで乳児園ですか、津波が来たとき。日ごろから地震

があったときに津波が来るということを前提にして避難訓練をしていたと。乳幼児さんの全部守れたと。

私、感心したのは、普通は避難道路から行ったときに信号を渡って左へ行って山へ行って逃げると。ところが、保育園の園長先生がやっぱりすごいなと思ったのは、実際自分たちがこうなるとあの信号では渋滞をすると。ですからその手前のほうの農道といますか側道といますか、そこを決めていたと。そこでいち早く側道を通して子供を避難させたと。ですから四角定規ですね。想定とか訓練というのはありますけれども、さすがに自分の命は自分で守る、しかも大事な乳児園を断固として守るというあの気持ちがやっぱりそういうふうにしたのかなと。

ですから避難するときに一定の時間が来たら先生方が園の前まで車を全部持ってきて、人ですから詰め込むというのは言い方が悪いですけども、本当に座席でも何でも車の中に10人以上の子供を入れて、そして避難したと。ですからいかに日ごろからそういうふうな、これは法的には問題があるにしろ、人を守るときにはやっぱり超法規的なこともしなくてはいけないな。これも一つのヒントではないのかなというふうに思いますね。

その次に、あと一、二点ぐらい聞きますと、よくテレビなんかで見ますのは車が流されて二重、三重になっていると。そうすると車の所有者も行方不明。車は幾ら壊れていても一定の時期とか、これ権利関係がありますから決して鉄くずじゃなくて所有物件に当たるわけですから、仮に永平寺町で土砂崩れがあった、そこで車が流された、その持ち主も行方不明というときに、どういうふうな法的な手続、根拠における車を撤去できるのかということをお答えください。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 基本的には災害時における、今おっしゃった車両、船舶、それから瓦れき、こういったものの処理につきましては災害救助法という法律に基づいて、その定めによって行われることになっております。

ただし、その法律の規定のみでは迅速かつ安全にそういった処理ができるかということとはちょっと災害によって違う部分がございます。

東日本大震災に当たって政府は、今回の撤去に関するガイドラインというものを被災地の県に対して通知をしております。そういったことで、法律の規定の特例的なこと、例えば船舶あるいは車両等の所有者の許しがなくてもその処理ができる場合、それから私有地、土地への立ち入り等も所有者の承諾がなくてもでき

るといったようなこと、そういったことの、どちらかというの特例的な内容のガイドラインを示して今回もそういった対応に当たっているところでございます。

ですから今後も、特に被災地で特別な条例等の制定も必要なくしてそういった柔軟な対応もできるようになっておりますので、それはそんな対応ができるかなということでございます。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） もう少ししますと、その辺で具体的にどれだけの日数がかかってどういうふうな で撤去というのがありますから、永平寺町の条例の中で一定限度の災害があつて、第三者が、実際は車やけれども完全に壊れていると、そういうときは今使われている環境、条例の拡大解釈ができないだろうか、あるいはさまざまな知恵が、ひとつ研究をしていってほしいなというふうに思います。

それから、これはお答えしなくても結構ですから、今後検討して勉強してほしいという意味であります。

これちょっと読ませていただきますと、自治体で混乱があつたと、それから共有できる安否情報、それからその次に来るのは被災証明という、その証明書が要るときに3カ月間たつていてもまだまだ、それから発行申請だけでも3時間住民が並んでいるというのがあるんですね。これ証明書を発行するためには、発行を受ける世帯が被災中に住民であつた。それからこの世帯が住んでいた ということが存在していた、それからこの家が実際に被災していることの3点を確認しなければならないというふうになっていますけれども、これはそういうふうな解釈でいいんですかね。住民課長、その辺どうですか。じゃ、いいですね。

これ見ると、 するためには、1番目の発行を受ける世帯というものはいわゆる印鑑登録に利用する住民基本台帳で当然チェックできる。それからこの世帯が住んでいた が存在したということは固定資産税の台帳で証明できると。今これを一緒にIT化、多分永平寺町もばらばらのデータベースやと思えますけれども、データベースですからこの2つを一緒にすることによって速くなるというふうな指摘があるんですね。永平寺町も、これは災害というのはいつどうなるかわかりませんから。

確かに個人情報があつて税の証明書等そういったものというのは秘密を守るために、これは永平寺町でなくても福井市なんかもっと嚴重に、横同士の連絡はしない、させないというふうになっていますけれども、現実に被災して生活が苦し

いときに行政のそんな都合だけで3時間も何カ月かたってもできないということはおかしいんで、その辺の研究をぜひやって行ってほしいと。

町長、それ、今のITを使って1回そういうふうな検討をするというお考えはいかがですか。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 災害が発生しますといろいろなことがあると思います。

それで、これもいろいろなことを準備しておくということが非常に大事であると思っていますので、今後十分検討していきたいと思っています。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 数々の問題提起はありますけれども、後まだ同僚議員でこの震災についての質問があらうかと思えますので、まず1点目はこの辺で閉じます。

それから2点目、1番目の質問と関連しますけれども、やはり復旧、復興という部分にはボランティアさんの協力というものがなければ到底やっていけない。そういうところで、当永平寺町におけるボランティア活動の定義というものの説明を求めます。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） お答えさせていただきます。

まず、1つ目にボランティアの定義といたしまして、自由性、主体性、これは他人からの強制、義務でなく個人の自由な意思で行う行動です。2つ目が社会性、連帯性、これはだれもが生き生きと豊かに暮らしていけるように支え合い、学び合う行動です。3つ目といたしまして無報酬、無給性、非営利性、これは報酬を求める活動ではなく、出会いや発見、感動や喜びを得る活動となっております。4つ目に創造性、先駆性、開拓性、これは社会で何が必要か考え、さまざまな視点からよりよい社会を自分たちでつくる活動となっております。

また、ボランティアにつきましては人のためと思わず自分のためにする。それが結果的には相手のためになり、また楽しんでもらえるのがボランティアの基本理念でございまして、仕事と違い、お互いが平等の立場になることだと思っております。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 私もこの質問に当たりまして、インターネットで5市ぐらゐ、実際どういうふうな形でというものを読ませていただいたんですね。もちろ

ん当永平寺町のボランティアの指針というものも読まさせていただきました。ですから今までは無報酬というのがありますけれども、今後ボランティア活動には無報酬のボランティアがあれば、より専門的に委託するというような有償ボランティア、先にいったら有償ボランティアのほうにだんだん進んでいくのではないのかなと私は感じております。

そこで、やはりボランティア活動、永平寺町にも数多くありますけれども、みんなが1カ所にそれぞれの特定の団体が会議をする、あるいは何かするときには拠点がないんですね。福井のアオッサなんかに行きますとそれぞれの団体がやるようなロッカーとかロッカールームあるいはコピー機をちゃんと備えておいて使ってもらえると。そのかわり使用とか安全に関してはそれぞれのボランティアの団体が責任を持つという拠点もつくられているんですね。私、それを見ますといざ何か災害があったとき、例えば平時であってもボランティアがどういうふうな活動をおやりになっているのか、ひとつ説明を求めます。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） おっしゃるとおり、拠点づくりにつきましては翠荘のほうで社会福祉協議会の中でやっておりますけれども、やはり場所の手狭さとかそういう問題がございまして社協とも検討はしておりますけれども、今後できれば町内の空き工場とかそういうふうなところを利用してできないかということでいろいろと今検討をしている最中でございます。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） これ一日も早く拠点というものをやっぱりつくって、それぞれの団体が自由に集まり、自由にそこを活用し、時には災害にいろいろ使うような備品あるいはそういったものも置いておいて欲しいときにはそれをいつでも出せると、そういうふうな整備を、もう震災があったばかりですから、ぜひひとつお願いしたいと思いますね。

町長、そういう拠点づくりはやっぱり必要というのと、ひとつ早急に検討したいという覚悟をちょっとお聞きしたいと思いますけどいかがでしょう。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 実際災害が起きればそういうことが非常に必要であると思っていますので、今の社協の状況もあると思いますが、ボランティアの皆さんが活動できる、そういう内容のものをこれからも十分検討していきたいと今考えております。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 町長が前向きに検討してくれるということの答弁ですから、私はぜひ一日も早い拠点をつくってほしいと。

じゃ、次に3番目の質問に入らせていただきます。

合併して5年以上たちまして、それぞれの福祉政策の、これはサービスということで実行に当たってしまして特段の問題はないと思いますけれども、それ以降、旧行政区ですから松岡、永平寺、上志比それぞれの町民の方が直接に受けるサービスにおける不均衡な点とか、いろいろ歴史的な経過もありますから一概に言えませんけれども、その辺があれば説明を求めます。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） お答えさせていただきます。

まず、私は福祉サービスにおける不均等ということは特にないと考えております。しかし、合併前の慣例や施設の位置等によりまして多少の差はあると思います。

具体的な例を申し上げますと、配食サービスにおきましては、上志比地区が合併前から週3回ということで行っておりまして、松岡、永平寺地区につきましては月1回ということでは昨年週1回に直しましたけれども、まだその辺の差はあるかと感じております。

2つ目に、各老人センターの入浴料でございますけれども、これも昨年、永平寺地区が300円ということで200円に改正をさせていただきました。しかし、松岡の老人福祉センターにつきましては月券というふうなことで割引制度がございます。そういう点で多少差があるのかなと思っております。

また、3つ目に高齢者の筋力向上トレーニング事業ですけれども、施設の関係上、これ御陵のおたっしゃサロンでやっているんですけれども、どうしても地理的に上志比とか永平寺の人は少し遠いかなという、そういうふうな程度で福祉サービスにつきましてはこれといった不均衡はないと考えております。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） これは地理的な要件とか、一つあったから全部つくってと言ったらこれは費用もかかりますし、そういう面では合併した後ですからそれぞれの健康の施設のあるところを有効利用する、あるいは後で4番目に提案しますが、また新たに統合を図りながらより安心できるような永平寺町にやっばりすべきではないのかな。了解しました。

1点ね、課長、配食サービスの件ですけど、上志比の場合は1カ所ずつって民生委員さんが手分けして持っていっていますね。松岡と永平寺に関しては業者の方に頼んでいるんですよね。そうするととか衛生に係ることですからその事業者の健康状況がどうかという。だから最初の上志比区みたいにボランティアが食事をつくってみんなでお持ちしますよというのがいいですけども、今度は行政が委託してやったときに事故防止をどうするのかというのがあるんですね。それは聞くところによると行商組合を通じてお願いしているとか。ですから私の社協の担当の職員さんに、やっぱりこれからの梅雨の時期、それから健康な人ではなかなか中毒とか事故が起こりにくいんですけども、ところが高齢化がいたりすると、ちょっとした健康の被害で事故が起こり得るんですね。ですから検査体制をどうするのか。町から委託を受けているわけですから厳重にやってくださいよと。

ですから今までどおりその組合に任すんじゃなくて、やはりちゃんと衛生のほうの証明ができる、あるいは必ず3カ月に一度ぐらいは自分の健康状態あるいは検便等を通じて安全チェックができるところにやっていただくと。確かに満遍なくすればいいんですけども、それよりもやはり安全という、健康を守るという、これはチェック体制も必要ですからその辺も。答弁要りませんから、一度状況を見た上で検討をし、改善とか修繕があればその辺のことを早急をお願いをしたいと。

続いて、第4項目も健康福祉施設についてということですね……。

- 3番（金元直栄君） 答弁せなあかん。 答弁せなあかん。
- 10番（上坂久則君） 答弁って、別に質問してないから。また今度の委員会で答弁求めればいいですから。
- 3番（金元直栄君） 答弁せなあかん。例えば給食なんか答弁なんか。
- 議長（河合永充君） 福祉保健課長、答弁ありますか。
- 福祉保健課長（岡本栄一君） はい。
- 議長（河合永充君） 福祉保健課長。
- 福祉保健課長（岡本栄一君） その辺事実関係をはっきりさせまして、またお答えさせていただきたいと思います。今のところはそういう問題は起きておりませんので今後気をつけたいと思います。
- 議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 最後の健康福祉施設ですけど、つい最近もこの議会から町民の皆さんと対話をしたいということで、これ志比北の中で、これ同僚議員が書紀として記録をとどめておいてもらった資料なんですけれども、その中でも24年8月に完成したいと言っていたが25年3月に変更したというのはどういうことなんだというふうな質問というか提案というか。その次には、老人会に2, 127人いらっしゃるそうですけれども、その中でもいわゆる健康づくりで温泉というものがいつどうなっているのかという、もっと早くやれというふうなというふうな意味だと思いますけどね。また、そこには、せっかくつくってみんなが喜んでもらうわけやから、国道416号線に1日1, 000台の車が往来している。早く看板を立てればそれだけ宣伝効果があるという、町民の切なる願いはこの質問を見ていると非常にわかる。

ですから、当議会でも3月27日ですか、この施設をつくる時の委員会で、これ温泉利活用特別委員会ですから、いかにスムーズに利活用をして健康な施設をつくるというときに、どういう意味かわからんけれども7名の方が否決したという事実がありますからね。私も全然意味がよくわからないという部分ですね。それでもその声を無視するわけにいかないと。しかも、この温泉がいろいろどうのこうのなんて言っている方もいらっしゃるんで、旧上志比の当時の議会の議員さんにお聞きしました。合併の要因としてはどうだったんですかという質問ですね。ですから合併の話がだんだんだんだん松岡、上志比、永平寺で来た。このままいくと上志比は本当に寂れる一方だ。あくまでも健康福祉の地区として、やはり後世にもずっと残しておきたい。それによって活性化させたいという思いからその当時の議会は満場一致でこの温泉の掘削をし、ただし、どういうふうな利用の仕方に関しては次の長にゆだねるという経過だったらしいですね。

ですからその当時、もし温泉を掘ったらいかんとかそういうことであれば絶対に合併しなかったと、これは明言をされました。ですから私は議会の総意ですから、その当時から見ても上志比区民の志を、心を、意思を、やっぱりこれはむげにするわけにいかない。僕はそういう部分では、町長は首尾一貫として第1回目の選挙のときから「健康施設はつくります」、第2回目の投票でも「これをつくります」と言って公約し当選なされたわけですから、それでは町民の総意としてやってもよろしい、一日も早くやりなさいという、私はそういうふうに理解していますけれども、町長、そういうふうな理解の仕方でもよろしいですね。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君）　これまで合併後の5年間、議会を初め町民の多くの皆さんからさまざまな形でご意見をいただいております。その中で整備内容あるいは整備費などについて検討に検討を重ねてきたところであります。

そういう意味におきまして、この施設を整備して町民に愛され喜んでいただける施設として整備し、そして町民のきずなあるいは地域地域が通い合う、そういう施設としてこれからしっかりと整備をしてまいりたいと考えているところであります。これまでもいろいろなご意見をいただいておりますので、それは皆さんご承知だと思っておりますので、そういうことで新しいまちの発展につながっていきたくと今考えているところであります。

○議長（河合永充君）　10番、上坂君。

○10番（上坂久則君）　そこで室長、大変ご苦勞で議会で何回もいろいろ、時には厳しい意見を言われたり、例えばPFIで事業者を募集して民の力をおかりしようというときにさんざん、期間が3年が5年とか10年とかという、僕、よく行政は最大限のんでいると思いますよね。そういう経過の中で、最終的に事業そのものを認めないという、僕はえらい職員は大変やなとも感じています。

それでも、それは意見は意見としてちゃんと委員会の中で進捗をさせる、事業はオーケーという、これは多数決の朗々たる明確な意思表示ができたわけですから、そこは室長、一日も早く、やっぱり町民が25年では遅いんだ、もっと早くやれということですから、そこはひとつ馬力を入れて町民のためにしっかりと業務を遂行してほしいと思いますけど、その覚悟はいかがですか。

○議長（河合永充君）　健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君）　お答えさせていただきます。

議会にお示ししましたけれども、設計・運営事業者の募集要項や要求水準書をこの6月3日に公表させていただきました。公募を初め、設計・運営事業者の選定を行いたいと今考えているところでございます。今後、造成工事、設計、源泉施設の整備、また施設の建設を行う予定をしております。今後も皆様のご意見をいただきながら、いい泉質の永平寺温泉をできるだけ早く皆様に利用していただき、町民の方々の健康増進に役立つよう、利用しやすくサービスのよい親しまれる施設の整備を行いたいと今考えているところでございます。

今後とも施設の整備に取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 最後に、これは決して温泉の宿をつくるとか温泉の施設をつくるんじゃないわけですから、健康施設ですから一日も早くつくって町民に喜んでもらう。これは当然行政のほうの責任でもあり、我々議会の責任であるということをも明言して、私の質問を終わります。

○議長（河合永充君） 次に、5番、長岡君の質問を許します。

5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 5番、長岡でございます。よろしくお願ひいたします。

今回、私のほうからは、松岡公園整備事業に伴う有害鳥獣対策はということと、町指定文化財の管理についてという2点で質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず1点目、松岡公園整備事業に伴う有害鳥獣対策はということで、3月の定例議会で松岡公園整備事業が本年度よりの事業として可決されました。10年間の工期を2期に分けて、第1期工事は平成23年度から5カ年計画で、憩いのゾーンとして松岡福寿園跡地に芝生を張り、お花見広場。それから松岡福寿園跡地北側斜面を利用して階段状テラスと2畳から4畳半程度の壇上テラスを12カ所造成。桜の木を植樹して桜の名所とする。それから、1カ所当たり20台程度が駐車できる山頂駐車場を2カ所整備。松岡公園へ上る道なんですけれども、松岡小学校側と、それから松岡清水区側の町道が今一体化されていないものを一体化するというような内容。さらに南春日山古墳周辺に果樹園や散策路を整備するというふうな内容になっていました。5カ年の工事費用が1億6,000万円という内容でお伺いしました。

1点、これで松岡公園に関してちょっと心配なのは、このうちの2分の1が国庫補助でされるということなんで、実際には残りの分につきましては合併特例債が使われるというふうに聞いております。最初の5年間については合併特例債が使えるんですけれども、2期工事になりますとまず合併特例債が、もう期限が切れて使えなくなった場合の足りないお金はどうするのかなというのが1点心配なのと、1期工事が終わった時点で万が一、この程度というかこのぐらい整備されてくれば公園として町民が納得できるようなものになった場合に、もしかして工事をその時点でやめるといったことになったとき、その補助金が。補助金は2億5,000万以上でないといけないんですよね。1億6,000万円しか使ったときにいただいた補助金は返さないといけないのかなというふうにも考え

たりして、そのところがちょっと気にはなっていたんですけども、ごめんなさい、これは通告書に全然書いてなかったことなんで、もしご用意なされていたら教えていただければ結構です。

それだけのお金をかけて1期工事が終わった5年後に、町民の皆さんが松岡公園に憩いの場として集まっていただけというふうには私にはちょっと考えられないんで。確かに今から40年から50年ぐらい前、私が小学校のころには、何かというと近いですから公園へよく遊びにいきましたし、公園が唯一の遊び場ということもありました。その時期になりますと、福井市とか勝山市とかの小学校とか中学校の子供たちは遠足にも来ていました。これは事実です。私は授業を受けていたんですけど、教室の窓からそれを眺めておりましたので間違いなく来ていたのは事実でございます。

しかしながら、今のままの公園ではそのにぎわいが戻ってくるというのは、ちょっと考えにくい部分もありまして。と言いますのは、この間発行しました議会だよりの写真を撮りに十数年ぶりに松岡公園に上がりました。公園の様子は私が子供のころとは相当変貌しておりまして、木がうっそうと茂って公園からは旧松岡町の町並みが見えるところがほとんどない状態でした。一人でうろうろ歩いていたんですけど、ひょっとしたら、もしかしたらここでクマさんとかイノシシさんにお目にかかっちゃうんじゃないのかなというふうな思いがするくらいうっそうとしておりました。松岡公園を整備するということを実施するに当たって、クマやイノシシなどの動物が公園を含めた人里に近寄らないように、動物のえさとなるような植樹を山の奥のほうですべきではないかなというふうに思いました。

特に南春日山古墳周辺には果樹園をつくる予定になっています。果実を求めて有害動物が出没するようなことになると、公園に遊びに訪れた人々の安全の確保をすることができません。人々の安全、安心を確保する上でも、もし人間が山を荒らしてしまったのであれば、やっぱり山はもとの自然に戻す事業のほうが先のように思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 最初のご質問、通告にないということで、私のほうは通告に従いまして松岡公園事業の有害鳥獣のことについて答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

松岡公園はこれまで、風致公園といたしまして町民に親しまれておりました。しかしながら、道路や施設、植栽されている樹木等も、先ほど申されたとおり随

分傷んでいる状況でございます。旧福寿園跡地の活用や古墳公園の整備とあわせて、桜の名所の復活や子供たちの遠足の場など1年を通じた憩いの場として活用できる松岡公園の整備に現在取り組んでおります。

また、南春日山古墳跡地の果樹、植栽につきましては、児童たちが収穫の体験などの喜びを感じていただくことを考え計画させていただいたものでございます。しかしながら、有害鳥獣に対する備えも非常に重要であると思っております。このようなことから、有害動物の出没時期を外して収穫ができるような種類があるのかなど専門家の意見を参考にいたしまして、また季節に応じた花壇の植栽など整備内容も十分検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山村岩夫君） 先ほど議員の質問の中で合併特例債の話が出ました。ご承知のとおり、合併特例債につきましては合併特例期間が27年までということで、松岡公園整備事業につきましては、今のところ一応10年計画でございます。

合併特例期間が27年までですからそれもどうなるかという話なんです、もう少し先を見なければならぬんですが、財政状況も見きわめていかなければならぬんですが、一つの方法としては合併の特例で造成基金を設けることができます。これは以前にご質問もいただいているんですが、そういう基金のための借り入れというのも、これは合併特例債で借り入れします。これも状況に応じて視野に入れていかなければならぬかなというふうに思っています。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） ありがとうございます。通告にないことまでお答えいただきまして、本当にありがとうございます。お金のことはよくわかりました。

あともう1点心配なのは、万が一途中で事業が中断したときにその予定額まで達しなかった場合に補助金を返さなアカンのかなというのだけ。途中でやめられることがなければ別段その心配は全くないわけなんでそれは済むことなんですけれども、必要以上の工事はあんまりしなくてもいいんじゃないかなと。皆さんが楽しんでもらえる工事であればそこで打ち切ってもいいんじゃないかなと私は思いますので質問させていただいたわけです。

そのまま続けさせていただきたいと思います。

松岡公園の今の有害対策についてということで、建設課長のほうからそれも重

要なことであるということをおっしゃっていただいたので、多分同時進行の形でやっていただけるんじゃないかなというふうに思いますので。でないと、やっぱり安心して行けないと思いますのでよろしくお願いいたします。

なぜこれを申し上げたかといいますと、もちろん山にいる動物というのはすべて駆除することは不可能ですし、わなをかけたり電気さくやネットさくを張りめぐらせて駆除することも当然ある程度は必要なことだと思います。ですけれども、それを駆除するだけでは、一時的な解決策になっても動物との根本的な解決にはならないと思います。やっぱりこういう山合い、山間のところに住んでいる以上はそういった有害動物であっても人間として共存していかなければならないというふうに思っております。共存する上では、やっぱり動物のえさとなるようなドングリだとかシイだとかというものを山の奥のほうに植えられれば動物はここまで出てこなくてもいいわけですよ。公園まで出てこなくても、もっと奥のほうにいてもらえば別に我々人間には危害が与えられないわけですから生きていても大丈夫だと思うんです。

なおかつ、その奥のほうにそういった木を植えていただきますと、広葉樹というのは含水能力というんですか、山に水を蓄える能力がかなりあるということを知りました。それがあれば、例えば大雨が降ったとかという場合にでもそんなにいつときに水が流れ出ることもなく、災害防止にもなるのではないかと思いますので。また、この辺ではあんまり考えられませんが、日照りが続いたりしたときの渇水対策にもなるかと思っておりますので、建設課長、ぜひともよろしくお願いいたします。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今、公園の整備につきましていろいろお話をいただきました。

これはこれまで申し上げていますように、非常にまちの真ん中にある公園でありますので、これまで小学校、中学校の生徒も十分使ってございましたし近辺の小学校、中学校の皆さんも十分使っていました。

それで、今お話しのように、あんまり期待されないようなお話をいただきましたけれども、こういうまちの真ん中にある公園というのは本当に町民の宝だと思っています。そういうものが昭和26年から整備されていないので、見にいってわかりますように非常に傷んだ状況であります。それからそういうふうな桜の名所としての場所でもありましたし、そういうことでこれから整備するということでもあります。町民の人がここで十分憩うことができる、そういう整備にしたいと

思っております。

それから、有害鳥獣のお話もありました。非常に大事なことで、この計画では500平米ぐらいの面積を充てておりますが、151坪ぐらいになりますけれども、今、建設課長から話がありましたように、専門的に果樹類といたしても夏の果樹類もありますし、そういうことが可能かどうかもちよっとわかりませんが、そういうことも十分検討していきたいと思っておりますし、秋口の果樹でなければならぬということでもありますとまたいろいろと考えていきたいと思っております。

それから、今お話ありましたように、山里へおりてこないような状況をつくるということは、これは非常に大事だと思っております。ドングリにしましてもミズナラとかコナラというふうな広葉樹の木がありまして、実のなる木でありますけれども、そういうものを山の中に植えるということは非常に大事だろうと思っております。勝山市なんかも取りかかったようでありまして、そういうことも含めて、その地域の山のそういう森林の構成につきましても十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） ありがとうございます。そういうふうに幅広く考えていただいているということで安心いたしましたので、よろしく願いいたします。

続きまして、町指定の文化財の管理についてということで質問させていただきたいと思っております。

濟いけません、私、勉強不足で申しわけないんですけれども、町指定の文化財というのは全町で何カ所ぐらいあって、その文化財はだれが所有して、またどなたが管理されているのかというのを教えていただければと思います。

○議長（河合永充君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） お答えいたします。

町指定文化財は、平成18年2月合併に伴いまして、2町1村全件合わせまして本町の指定文化財は44件となっております。その内訳は、国宝が1件、記念物を含む重要文化財が9件、県指定文化財が4件、町指定文化財が21件、町指定史跡が9件でございます。それぞれの所有者については、法人、個人が約95%を占めております。その他5%が町所有となっております。

なお、指定文化財の管理につきましては、条例上、所有者または管理責任者が行うことになっております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

実はお聞きしたのはほかでもないんですけども、私の知っている限りで言いますと松岡藩史（お館の椿）というのが葵1丁目の地籍のところにあると思います。これは町指定の文化財というふうに看板に書いてあったんで多分町指定の文化財だろうと思うんですけども、この松岡藩史が今どんな状況になっていらっしゃるかは多分生涯課長さんにご存じだとは思うんですけども、これについてはどういうふうにお考えになっていらっしゃるのか。また、史跡なんでどのように対処されるのかな。文化財についての町としての姿勢もお聞かせいただければと思います。

○議長（河合永充君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） お答えいたします。

お館の椿は町指定天然記念物であり、町指定文化財として大変貴重なものでございます。昭和57年5月25日、旧松岡町指定第6号として町教育委員会が指定いたしました。お館の椿は樹齢365年と言われ、松平昌勝公がこよなく愛したと伝えられております。

昭和56年、2本のツバキのうち1本が枯れたため、地主さん及び善意の会により新しく1本を植えかえられております。そのときに周辺を修復整備をいたしました。その後は傷口に薬剤を塗り、モルタル保護や鉄を埋め込んで補強するなど町教育委員会と地主が一体となって保護してまいりましたが、近年、年数経過によりまして修復部分より水が入り込み、立ち枯れが進んでいる状況と思われま。今後、樹木の専門家の意見を仰ぎまして、お館の椿が後世に残るよう保護策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） ありがとうございました。

実は私が質問しようと思うことを今全部課長がおっしゃっていただいたんで、あらら、どうしようというような実態なんですけれども、実際にモルタルが幹に埋め込まれていまして見るからに木がかわいそうというのがあるんですけど、何年か経過していることでもありますので、もしかしたら何か木を再生するもっといい方法があるんじゃないかなというふうに考えましたので、実はこの質

間をさせていただいたの本音のところでございます。今、重要なものであるという事は生涯課長のほうがおっしゃっていましたので多分対処していただけるんじゃないかというふうに確信をいたしました。

もう1カ所お聞きしたいんですけれども、今度は芝原3丁目のところに大廻り地蔵さんというのがあるんですけれども、ここは町指定の史跡にはなっていないと思うんです。

○14番（渡邊善春君） 史跡や。なっている。

○5番（長岡千恵子君） なっているんですか。そこなんですけれども、そこも一般の方が草刈りとか管理されているみたいなんです。この間ちょっと見にいきましたら、その説明書きをしてある看板なんですけれども、それがもうはげてしまっていて読み取れないような状況になって、ただこういう板がぼーんと立っているような形になってしまっているんです。

それではやはり、あそこは藩主が福井へ行ったり帰ったりするときにそこで休憩をしたというところに後からお地蔵さんが立ったというふうに私は聞いているんですけれども、そういうところであればそういった説明書きとかというものはきちんと整備されたほうが、永平寺町としてもやっぱり観光で売っていきたいところでしたら必要なのではないかというふうに思いますので、そこら辺のところもお聞かせいただければと思います。

○議長（河合永充君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 大廻りの史跡でございますが、史跡看板の老朽化というの承知しております。これは町の史跡だけに限らず、町文化財、県の文化財等々も看板の老朽化が大変進んでおります。今後、看板の書きかえ等前向きに検討していきたいかなと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 看板の書きかえと同時に、果たしか一般の町民の方が管理されていると思いますので、ぜひとも町としましてもその管理に対しましても手を出していただければと思いますので、その点も含めましてお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきたいと思いますので、ありがとうございます。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

1 1時5分から再開します。

(午前10時56分 休憩)

---

(午前11時05分 再開)

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、1番、小畑君の質問を許します。

1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） それでは、通告によりまして4項目の質問を行いたいと思います。

まず最初に、上志比地区に建設予定の温浴施設、原点に戻ってこれでいいのかということでございます。

先ほども上坂議員の話がありましたように、行政、それから議会挙げて町民の方々にいろいろこの温浴施設についてお話をお聞きした経過がございます。賛成議員の方から言わせれば、圧倒的に温浴施設を進めてほしいという内容の発言を先ほど上坂議員はされましたが、私が感ずるところ、私は反対の立場ですから見方が変わりますが、少なくとも圧倒的に賛成議員が多いとは考えられません。むしろ圧倒的に反対の人が多かったという解釈をしたいと思います。これは解釈の仕方ですから変わるかもわかりません。しかし、会が終わった後にいろんな人のお話を後でお聞きすると、皆さんここにそういうふうな、おかしいという話をされておりました。私はこの話は明確に打ち消したいと思います。

それでは、平成17年12月に旧上志比村で温泉掘削が始まりました。平成18年2月の合併を前に旧上志比村独自の判断で掘削がされ、それに踏み切ったというわけでございます。これがいわゆる今問題になっている温泉問題であります。合併してから掘削をしておればこういうことはないんですが、あえて温泉利活用特別委員会なんていうものをつくってこれをやらなきゃならないということでございます。

旧松岡町に本町を置き、町名は永平寺町ということで、旧永平寺町は観光の拠点、それから旧上志比村は福祉の拠点としたわけです。旧上志比村の福祉の拠点となった要因としては、やはり福祉の行政が3町村の中で一番進んでいたなという感じがします。それとサンサンホール等の文化施設、それからCAMU湯を中心に福祉施設も、あそこは旭ヶ丘というんですか、あそこに1カ所に集中されておりました。もちろんその隣に小学校も幼稚園もあるわけです。すべての施設が

あそこに集中されておりました。非常に模範的な場所かなと思っております。

ところが、合併前に福祉の郷づくりと称して上志比清水区に温泉活用のために温泉掘削をしたと。これが上志比地区でいう温泉掘削をする明確な基本理念となっております。いわゆる福祉の郷づくりが基本理念だということです。そういうことで大変問題になっております。以後、町の温泉説明書には、清水区でわき出た温泉を利用し福祉施設の整備を計画するとうたっております。合併後に旭ヶ丘のあの地域に社会福祉協議会の本部も置き、どうしてあそこに一括して集中されて整備されている福祉施設を何でああいうふうな清水区の国道沿いの横に新たに福祉の郷づくりとしてつくったのか、ある意味理解に苦しみます。

福祉施設の整備計画、この後どうするんですか。見解を伺います。

○議長（河合永充君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） お答えさせていただきます。

温泉の掘削は平成17年12月に旧上志比村が福祉の郷づくりの中で温泉の掘削を開始し、平成18年9月に掘削が完了いたしました。

健康福祉の建設予定地がなぜ清水なのかといいますと、永平寺温泉の源泉の最適箇所を探すために自然放射能探査や電磁波による地下探査を行いました。現在の源泉の場所で温泉の掘削を行いまして、近隣の温泉の状況、それから交通の便などを考慮に入れて源泉に近いあの場所を予定地に計画したものでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 今の答弁に対して大変不満を持っております。

といいますのは、お湯が出たのが1,700メートルを超えているんですね。ということは、そこまで深くまで掘らないと出ないのを探査をしたということですね。僕はその意味がわかりません。正直な話で、そこまで掘るんだったらどこからでも出ますよ。1,700メートルから掘っているんですよ。ということは、もう本当に検査したのという思いがします。それは横へ置いておきます。私は非常におかしいと思います。探査したんなら1,000メートルぐらいで出なあかんですよ。普通に考えて800から1,000ぐらいで。と思いますよ。

次に移ります。

以後、温泉利活用特別委員会、後ほどは「温泉委員会」と略したいと思います。議論をしてきていますが、至るところに疑問が生じております。いわゆる本質論がない。その後づけ、我々が質問すると後で、いやこうだ、いやああだという後

づけが多い。いわゆるこの温泉が2万人の町民にぜひとも必要であるという理由が本当に見当たらないということです。

この事業が他の事業と違うのは、新たな事業であるということと、いわゆるいつまで続くかわからない自然の恵みを当てにしているということです。よそでも温泉枯渇ということが見られております。これは全部が全部でないですよ。

それと、他市町村では温泉の施設整備のことは約10年ぐらい前にほぼ終了しております。一番新しいんで若狭町、旧三方町が6年前ですか、回答していますから実際には10年ぐらい前でしょう。要するに、行政で取り組んでいいか悪いかということはそれぞれの行政でほとんど検証済みなんです。恐らく県のほうもよく知っていると思います。実はいいますと、この時期はもうそんな時期ではないですよという時期なんです。まして東日本の大震災の反省に立ち、私は防災やらインフラ整備、さらに原発にどう対処するんだということが大事であって、この地震の災害、津波の災害、そういうふうなことは本当によそごとでないということです。まず温泉をつくるということがありきじゃなしに町民側に立って考えた見方を教えていただきたい、かように思います。

○議長（河合永充君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） お答えさせていただきます。

この健康福祉施設の計画ですけれども、永平寺温泉の良質な泉質を多くの永平寺町民の皆様にご利用していただきたいということで計画させていただいています。施設の整備目的であります健康増進、介護の予防、余暇の活用に結びつけてもらうことが目的でございます。議員おっしゃるとおり、防災やインフラを整備することも重要な事業であります。この健康福祉施設も重要な施設の一つと考えています。

今までいろいろな場所で温泉についてのご意見を伺っております。こうしたご意見を踏まえまして、町としては永平寺温泉を町民の皆様にご利用いただきたいと今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 再度お伺いします。

先ほど言いましたように、今、上志比地区では旭ヶ丘に、福祉施設、文化施設、教育施設をあそこで、言うならば集中して運営しております。非常にわかりやすいですね、あの施設。何で清水区なんですかとやっているんですよ。それと、今

さらやる時期ではないですよということが明確なんです。それをあえてやると。これは局長に言ってもだめです。これは町長に言わないとだめなんです。

町長、1回お答えしていただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） これまでも申し上げていますように、今いろいろと経過のお話をいただきました。

そういう中で考えてまいりましたことは、今、CAMU湯のお湯がありまして年間3万人ぐらい利用していただいておりますが、あそこも非常に老朽化をしております。年間2,000万ぐらい金を使っていると思いますが。そういう中で17年の12月に温泉の掘削を始めまして、18年の7月ですか、出てきたところでありますけれども、合併のときのお話ありましたけれども、16年の12月から合併協議会に出ております。それで議員さんではこの中では2の方がいらっしゃいますが、当時話がありましたのは、とにかく掘削をしてもらえばいい、それから後については合併後にどういう形でその整備をするかということを考えていきましょうということで、そのときお話をいただきました。そういうことでとにかく掘削を始めまして、たしか18年7月ですけれども、掘削が終わりまして、非常に泉質のいいお湯ということで何とかして町民の皆さんに利用してもらおうということで今までできたところあります。

今いろいろとお話をいただきましたけれども、温泉特別委員会のお話も聞きましたけれども、それは質問がありますからこういう考えと申し上げているので、考えが変わったりは一切していませんし、そういうことでこれまでいろんなご意見をいただいておりますし、申し上げていますように議会のご意見もいただいておりますし、それからこの5年間、さまざまな形で町民の皆さんからもご意見をいただいております。町民の皆さんがこの施設に非常に期待をしているということを十分感じておりますし。

それから、清水区と今の旭ヶ丘でどう違うんやという話もありましたけれども、これは1,500とか1,700掘っておりますけれども、当時、上志比議会で探査をいたしましてこの辺が一番いいだろうということでここを探査して掘っています。今、CAMU湯へ持っていく話も当時、この5年間のうちにありましたけれども、なかなかパイプで相当つなぐということは非常に困難な状況でありましたし、それから老朽化している建物でありまして小さいということもありますので、そういうことでCAMU湯をやめて、そしてこの施設をつくろうというこ

とであります。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 町長、CAMU湯が老朽化しておるということですが、私、一、二回は行ってありますが、そんなに老朽化していると思いません。ただ、ボイラーとかそういう施設がちょっとよろしくないんだということは聞いております。施設のほうにはもう十分、私は何ともないなと思っております。これは横へ置きまして。

例えばお湯も非常に良質だということですが、裏を返すと良質というのは厄介なんですね。塩分が濃くて鉄分が濃い、いわゆる除鉄しなきゃいけない。ご存じのように、塩分なんていうのはいろんなものがすぐさびますよ。傷みますよ。鉄分も同じですね。除鉄してもそうですね。ということで、いいというのは逆に言うて悪いと。裏返しということを我々は頭に入れておかないとだめなんですね。三方の温泉も非常に塩分が濃くて大分苦労したという話も聞いております。そこらあたりも非常に相反する部分が同居しているということだと思います。

温泉問題につきましては、ほかの同僚議員もおられますのでこのくらいにしたいと思います。

続きまして、旧松岡町にありました松岡福社会館、この跡地、天龍寺横でございますが、どうするのということでございます。

先般取り壊しを行いまして、今、更地になってございます。以前より懸案事項でありましたこれの取り壊しが終わって現在整備されておりますが、あの福社会館、40年近くあるいは40年以上かもしれません。たっております。耐震に問題があるということで、ほぼ最後の10年間ぐらいは使っているのか使っていないかわからないような状態であったかなと思います。

今、更地になっております。今後の利用状況、どうするのかをお聞きしたいと思っております。

○議長（河合永充君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） それでは、お答えさせていただきます。

旧松岡福社会館につきましては、建築基準法に基づく建築物定期調査などにより施設の不備を指摘され、改善を指示されておりました。そのため、平成18年から完全に閉鎖を行い、昨年11月に解体工事に着手し、本年3月に解体工事が完了したところでございます。

跡地につきましては、議員さん仰せのとおり、現在、砂利を敷いて整地してあ

ります。先月、松岡小学校において白川文字学の公開授業があり、福井・吉田地区内の先生方約30名が来校された際には駐車場として利用しました。今のところ、学校行事等の駐車場として利用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） そうですね。申しわけないですけど、正直言って、それくらいの価値しか今ないなと思っております。

この福祉会館の跡地ですが、もともこの土地は天龍寺の所有でありました。寺のいろんな理由やら経緯から旧松岡町が土地購入をいたしまして福祉会館を建てたと。町側から見ますと、まちの中心部にあるということ、それから小学校の横ということで、さらに松岡庁舎も近くにあるということで非常によい点ばかりあったかなと思っております。

しかし一方、天龍寺側から見ますと、やむを得ない事情であったにせよ、寺の入り口、これは芭蕉塚があるところなんかですが、あるいはお堂、これ福祉会館によって分断されております。以後、お寺の行事もある意味まならなかったかなと思っております。また、お寺の檀家衆もある意味不本意であったと察しております。以前から檀家衆とお寺の間が、ややもするとちょっとぎくしゃくしているということも聞いておりました。しかし最近、ようやく関係も改善されているということも聞いております。

ご存じのとおり、お寺の境内には初代松岡藩藩主、松平昌勝公の御像堂があります。夏には御像祭りが盛大に行われます。また、松尾芭蕉の「奥の細道」の立ち寄った場所としても有名であります。昌勝公の母親ですか、清寿院殿の菩提寺とも聞いております。さらに、松岡小学校の体育館建設に当たり、何軒かある地主の中で一番松岡小学校あるいは松岡小学校の敷地の所有が天龍寺が持っているということも聞いております。しかし、体育館建設に当たり、さしたるトラブルもなく建設が無事終わったということは周知の事実でございます。このことから、本町にとってもある意味大事な文化施設、本町の禅の寺、いわゆる上志比地区の吉峰寺、永平寺町の大本山永平寺、松岡地区における天龍寺、非常に禅の施設として確たるものがあろうかなと思っております。

そういう意味からも観光施設とも考えられます。町と天龍寺の双方が今までの経過を踏まえ、かつ反省をして歩み寄りを図っていただきたいと思っております。ご所見を伺います。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 今お話になっておりますこの土地につきましては、昭和47年の1月に町が購入をしたものでございます。これまでの経緯は、先ほど監理課長が申し上げたとおりでございますけれども、天龍寺のほうからこの土地についていろいろなお話を聞いております。何回かお会いをしてそういったお話もさせていただいた経緯がございます。町といたしましては、町民の皆さんや、あるいは議会の理解が必要であります。そういったことからすぐに対応できる状況ではないと、そういったお答えをさせていただいております。

松岡小学校の体育館建設のときも十分お話をさせていただきながら建設にご理解をいただきました。また、現在も松岡公園の整備あるいは松平家の墓所の移転、こういったことについても説明会を開催しておりますけれども、そういったところで協力をお願いをしているところでございます。

今後、この土地につきましては十分町のほうで検討いたしまして、議会とも相談をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 天龍寺側の一方的な話を聞いてもだめだと思いますし、我々も町民の方々にいろんなお話を聞いて、どの方法が一番いいのか、本当に今課長がおっしゃったように我々も協議の中に入っていきたいなと思っております。町長もひとつよろしくお願いをしたいと思います。

まあ町長、首をかしげずにひとつ。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 一言だけ申し上げますと、これまで、たしか平成17年だと思っておりますが、松岡町議会で福社会館を取り壊すときの話もあります。いろいろなお話をお聞きしました。それで、ことしまで来たんですけれども、非常に老朽化が激しいし、もうだれも中に入っていないということです。それから周りから見ましても建物自体があんまりよくないということで、これは県の振興資金の10%の貸付金、2,000万ちょっとだと思っておりますが、そういうことでそれを充てまして取り壊しをしたところであります。

今いろいろお話を聞きましたけれども、それ以上にいろいろな話がありますので、小学校の体育館のときもいろいろお話がありましたし、今、学校の用地も、天龍寺、お寺の用地もあります。そういう中で、やはり今後、天龍寺も発展してもらわなあかんと思いますし、町も町としての町域もあります。そういうことを

十分考えて、議会のご意見、町の人のご意見もいただいて今後どうしていくかというのを十分考えていきたいと考えております。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 本当に天龍寺は「奥の細道」、ご存じのように松尾芭蕉の記したのですが、それで天龍寺も、もう終わりのほうなんですけど立ち寄ったということで、最近、県内外から結構の方が来ておられます。あの場所を見ますと、非常に申しわけないんですが、えっという感じなんですね。やっぱりさっき言ったように、文化施設もありますし、観光施設でもあります。ということも十分考慮していただき、ひとつご検討をお願いしたいと思います。

続きまして、3つ目でございます。東日本大震災による耕作不可能田の代替耕作はなぜということ、これ本当はもっとずらずらと長かったんですが、余りにも長いんで「なぜ」で置きました。どういうことかといいますと、なぜこの取り組みをしなかったのかということです。

ご存じのように、今度の東日本大震災により東北地方を中心に穀倉地帯に大きな被害がありました。あるところは地震による陥没により海水面よりも低くなってしまった、そして海水が引かないというところや、津波によって水をかぶってしまってもうしばらくは田んぼがつかれない、あるいは瓦れきが入って耕作が不可能になってしまったという田んぼが相当数あったと聞いております。それはそうですね。東北地方、あそこはちょうど穀倉地帯ですね。さらに福島県では、原発によって居住地を離れなければならないといった、いわゆる耕作不可能な水田が相当出てきました。

農水省ではいち早くこれに対応して、全国の県に耕作不可能な水田の肩がわりをできないかということ全国にふれました。多いところでは新潟県、これ相当数あったと思います。ちょっと数字は覚えておりませんが。近いところでは石川県が名乗りを上げておりました。

ところが、どうしたことか福井県はほとんどなかったと思っております。県内の市町が手を挙げれば県も動いたのかなと思いますが、知事選挙もあの時分かなと思うんですが、たまたまそういうこともあつてかと思うんですが、なぜかこれの対応が、県が悪いのか、町が悪いのか、どこが悪いかわかりませんが、やれなかったと。特に今、30%近くの減反を強いられている中で、なぜできないかなど。無理やりに30%の減反をして非常に迷惑をこうむっているのは農家でありまして、そういうときになぜ取り組まなかったのか、本当のところをお伺いし

たいと思います。

○議長（河合永充君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） それでは、お答えさせていただきます。

東日本大震災の影響によりまして水田被害を受けました宮城県及び福島県から、宮城県では1万600トン、2,000ヘクタール、福島県は3万5,000トン、6,500ヘクタールの都道府県間調整によります生産数量目標の譲り渡しの希望があったことから、福井県は各市町に引受希望調査を実施いたしております。

本町の対応でございますが、結果から言いますと今回は希望をいたしませんでした。引き受けなかった理由といたしましては、福井県より県内農家の引受希望数量などの調査依頼の報告期限が4月18日正午までの4日間と短かったこと、また、作付が可能であっても、JA吉田郡では引受数量分の育苗などの準備が田植え時に間に合わないとのことございまして。このような状況の中、本町といたしましては、各集落へ配分いたしました作付の再調整など対応が困難であると判断いたしまして、今回は希望をいたしませんでした。

また、県内各市町の状況でございますが、引受希望がなかったのは同様の理由で、特に報告期限の日数が短かったことが主な原因とのことございまして。

なお、最終的には、福井県では100トンの引き受けをしたと聞いております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 課長、正直言いましてちょっとがっかりですね。といいますのは、じゃ、何で同じような新潟県、石川県が取り組めたの、何で福井県がだめなのと。恐らく、例えば福井県だけが4日間でやりなさいよと言ったんでないと思うんです。全国一律だと思うんですよ。それをなぜできなかったんかなと。やれるところとやれないところがあったと。特に福井の場合はコシヒカリの発祥の地だという、そういう自負も持っておるわけですけども、何でかなと。

これは課長に言ってもだめなんです、やはり福島県からここへ疎開する方もおられるんですから、県も挙げてそういう分も引き受けるという、本当の意味の互助ですか、が必要でなかったんかなという気がします。これは本当の後の祭りです。後の祭りですが、これからはそういうふうなこと、私はことし1年じゃなしに何年も続くんではないかなと思うんです。だから今度は余裕があります。時間的余裕もあります。私も農家ですから、減反を強いられている農家の苦しい身

もわかっていただきたいということを思って、これは来年度どうするかということをもたまた見させていただきたいと思えます。ひとつよろしくお願ひします。

4つ目でございます。小麦の「福井県大3号」、余り町民の方々にはそれほど周知はされておりませんが、知る人ぞ知るであります。

本町の農業は、コシヒカリに代表されますように二種兼業農家が大部分であります。県の農業試験場では、相当数コシヒカリの品種で長くなっておりますから、これにかわる新しい品種を模索しておるといふのも事実でございます。

日本人にとって米は主食ですから大変重要であることは十分に承知をしておりますが、米の消費も年々減少しておるのも事実であります。そこで苦肉の策ですが、米にかわるパンなどを食しておるといふことから、米からパンができないかといふことで米パンの普及が図られておりました。三洋電機ですか、家電メーカーがつくっておりましたGOPANという機械で、米の粉いわゆる米粉からもパンをつくるといふことで米の消費拡大に寄与しているといふことでございます。

穀物の中で米だけが生食いわゆるもとの形のまんま食するといふことですが、ほかの穀物、例えばトウモロコシにしろ、麦にしろ、何にしろ、ほとんど粉食。粉食といふのは「粉飾決算」の「粉飾」でないですけれども。粉にすることですね。粉にして、そして食するといふことですね。そういうことで、米もそういうGOPANというもので粉食といふことですが、ある意味、本道からいふならば、邪道とはいひませんが苦肉の策だろうと思っております。

ご存じのように、世界規模で見ますと、小麦、トウモロコシが物すごく高騰しておりますし、穀物不足が世界じゅうで騒がれております。石油危機以上に穀物危機が叫ばれております。

これはもう本当の話でございますが、そのような中、福井県立大学の村井教授が約10年余りかけまして「福井県大3号」といふ品種の開発に成功をいたしました。去る1月28日は、町の商工会でこれの勉強会と称しますか、発表会みたいな形が催されました。松本町長、河合議長、鈴木県議、数名の町会議員、それから福井県大からは吉田理事長、経済学部の北川教授等々が出席をされました。そして県、町の関係者、それから農協、試験栽培農家等々がお集まりをいただいてその経過報告をされました。もう実際に使っておられる実需者もおられました。町内ではラーメンとか、それからパンいわゆるケーキに活用をされておりました。いふことでそれらの試食会も行われまして、非常に好評であったと思っております。

町のほうは農林課長が出席されておまして、これから積極的に取り組むという返事をいただいております。その後どのようなようになったのかお伺いをしたいと思います。

○議長（河合永充君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） それでは、お答えさせていただきます。

本町での取り組みや経営の働きかけなどどのようになっているかでございますが、昨年、福井県立大学が永平寺町内で「福井県大3号」小麦の試験栽培のため約1ヘクタール栽培したということで、町といたしましては、6月の収穫の栽培結果を見て、今後の生産体制につきまして、福井県、福井県立大学、JA吉田郡、永平寺町で協議を行うこととしております。

これまで、福井県には福井県農業試験場の試験結果や奨励品種の指定等について、JA吉田郡には生産・管理体制につきましてお聞きし検討した結果、さまざまな課題が考えられます。また、小麦奨励品種の指定につきましては、有望な品種を生産者に普及させる制度でございますが、現在、福井県農業試験場で試験栽培をしている小麦の品質などの試験結果、また小麦の評価により福井県が指定することになっております。

永平寺産小麦として生産体制を確立するため、福井県、福井県立大学、JA吉田郡、永平寺町では協議、検討を行い、課題解決に努めてまいりたいと思っております。今後は奨励品種の指定、また小麦の品質等につきまして福井県や福井県立大学、JA吉田郡、永平寺町が連携し情報交換をしながら、「福井県大3号」小麦の普及拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） ありがとうございます。

この「福井県大3号」、栽培技術は、現在、各農家、県内で栽培されておりますが、大麦とほとんど変わらないということですから、栽培技術の確立等々は問題ないと思っております。あとは量の確保、それから奨励品種にどうやって格上げするか。

私、不思議なんです、福井県立大学でこういうものができて、なぜ県が取り上げないのかなと不思議でならないんですが、あえて私がここで言うのもおかしいんですが、町もこういうことが行われてやりますという内容があったからこの質問をさせてもらっております。

ぜひとも、これ町長も前県におられたということもあって、県立大学の地元の行政ということも踏まえて、この取り組みもひとつ町長の所見も伺いたいと思います。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今お話のように、「福井県大3号」という小麦の開発をされました。今、農林水産省へ登録されているところでもありますけれども、この登録も1年とか3年とかという話がありまして、どの辺で登録されるかというのはちょっとまだ定かではありません。

今申し上げましたように、やはり一番大事なことは生産農家がこの生産をしやすい体制をつくらんことには、まずつくっていただかなあかんもんですからそのところを。この間も申し上げたんですけれども、県立大学、それから県の農林水産部など、これは県の機関ですからよく相談していただいて、今言いましたようにその奨励品種とか、あるいは食味なんかでおいしいかおいしくないかとかいろいろなことがありますので、特徴なんかも踏まえてそういうことを十分検討していただきたいと思っております。

一応JAも、これからそういう形でどういう応援ができるかということをお考えしておりますけれども、基本的なことがまだちょっと定かでない部分がいっぱいありますので、これからも町としてもそういうお話を十分していきたいと思っておりますし、大学にも申し上げておりますし、県にも申し上げておりますので、その辺がなかなかというところがあります。

この間も申し上げたように、登録もまだ1年とか3年、相当幅があるのに農林水産省とどういう関係になっているんかということも聞いておりません。県は農林水産も非常に優秀なあれですので、そういういろいろなことを考えているだろうと思しますので、その辺は。僕のほうから言うのも申しわけないんですけど、議員さんのほうもそういうことも含めて大学にもちゃんと言うていただかんと、今、品種改良ということで非常に大事なところですので、やっぱり4つがきちっとしてスタートして体制を整備して、そしてつくることができるように、そういうことが非常に大事だと思っております。

そういうことによって、1ヘクタールをつくっているということではありますが、ことしなんかは雪が多かったんで、なかなかそういう作もよくないということも聞いておりますが、今、南部小麦というのがあります。これは23ヘクタールつくっておりますので、これは福井県が占めている小麦なんです。だからそこの

関連も。そこの関連というのは、品種がどういう状態かというのも、非常にすぐれているとかいろいろなことがあると思いますが、そういうところもきちっと明示して、そして検討していかなければならないと思っております。

僕もいろいろなところから、大学からも聞いておりましたが、それから一般の小麦を利用するところからも聞いておりましたが、まずはそこが一番大事だと思っておりますので、僕のほうから申し上げるのは大変あれなんですけど、やっぱり議員のほうも一番大事なところを考えていただいて、これからどういう形で進めていくかということをごひともお願いをしたいと思っております。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） どうもありがとうございます。

福井県はお米に関して、コシヒカリが福井県の発祥の地だということですが、全国的にはコシヒカリは新潟県という嫌な思いがあります。この小麦に関しても、福井が「福井県大3号」という名前までつけておりましたが、最終的にはよその県で大々的につくられて、いつの間にやらお株を奪われたということのないように我々も気を配っていかなければならないなと思っております。

以上で質問を終わります。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 暫時休憩をします。

1時から再開いたします。よろしく申し上げます。

（午前11時47分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

一般質問の前に、会議録署名議員の追加を行います。

13番、松川君を指名いたします。

次に、11番、長谷川君の質問を許します。

11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 私は、通告に従いまして、今回3問の質問をさせていただきます。1つ目は永平寺町防災関連について、2つ目は鳴鹿大堰、九頭竜川流域防災センターの利活用について、3つ目は原材料支給事業、これは自分勝手に仮称ということですが、自分のことは自分で、地域のことは地域でについての質問でございます。

まず、1問目の永平寺町防災関連についてであります。

阪神・淡路大震災後に「減災」という言葉が生まれました。減災というのは、増減の「減」に災害の「災」と書きますが、災害をゼロに抑えることはゼロに等しく、被害を少しでも未然に防ごうという概念から使われ始めた言葉でございます。そういった意味合いからきょうは質問をさせていただきます。

さて、本年3月11日の東日本大震災はまさに世界じゅうを震撼させ、地震国日本の悲劇は世界を驚かせました。被災地では、大地震に巨大津波、そして火災を引き起こし、さらには過酷な原発事故に端を発し、風評被害、あわせて政治被害と六重苦に見舞われ、被災者に対し元気づける言葉も見つかりません。いまだに、6月5日、きのう現在ですが、8,206名の行方不明者がおられるということでもありますから、ただただお悔やみとお見舞いを申し上げるばかりであります。そして一日も早い原発事故の収束と、被災地の一日も早い復旧、復興を願うものであります。

原発に関しましては、福井県は日本一数の多い原子力発電所を抱えています。今まで無関心でいた私であります。福島県の飯舘村、また川俣町の福島第一原発から30キロ圏外から50キロ圏内にある地域までも放射性物質の拡散した実態が5月4日の新聞紙上で公表されておりました。もう私どもは無関心ではおられません。

そこで、敦賀原発が殊有事の際、40から45キロ圏内に入るんだろうと思えますけど、この永平寺町も影響を受けることは必須であります。今後は福井県の原発の立地県民として、原発行政に関して、より身近なものにとらえて行政に参画していく必要があるのではないかと思うところではありますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 今回の震災あるいは福島第一原子力発電所の事故等を踏まえまして、福井県では県の地域防災計画の中で原子力防災の部分を見直すといったことで、つい先日、検討委員会を立ち上げました。その中で、福井県として原子力の発電所に関するいろんな対応策を幅広く見直すこととしております。

議員おっしゃったとおり、本町は敦賀半島にあります原子力発電所から直線距離で46キロの距離にあります。そういったことで全く影響がないということではございません。そういったことから、今申し上げた県の原子力防災に関する見直し等々をあわせまして、立地市町あるいは準立地市町はもちろんですが、本町

のようなところもこれから広域的な関係でいろんな相互支援とか、あるいは避難等々について検討していく必要があります。

なお、本町の地域防災計画の中でも、残念ながら今のところ原子力事故に対する対応はまだ盛り込まれておりません。そういったことから早急にそういった部分を今後、県の指導等も仰ぎながら対応を十分考えていかなければならないというふうに考えております。そういったことで、今後は積極的にそういった分野での検討を進めてまいりたいということでございます。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。

県は、福島第一原発事故があつて後の12日から毎日放射性物質の測定をしており、検出結果を新聞紙上で周知しておりました。福島第一原発事故の影響としながらも、幸いにも人体への影響はないとしておりました。

そこで気になるのが、県内81カ所で観測しているということですが、この永平寺町に一番近い観測場所はどこなのか。また、今後、永平寺町内での定点観測所を設けられないかというお伺いがあります。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 現在、この放射線量を測定いたします観測地ですけれども、嶺南のほうに集中しておりますけれども、80カ所ございます。

それで本町に最も近いところでは、お隣福井市の原目町に福井県原子力環境監視センター福井分析管理室というのがございます。ここでモニタリングのポストがございまして、そこで放射線の量率を常時観測しておりまして、その結果についても公表されているところでございます。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 原目町というと結構永平寺町に近いところやね。ほんで町内にどこか1カ所定点観測書、ポイントを設けられないかという話は無理なんではないか。結構原目も近いとは思いますが。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） そういった地点を町独自ということになりますとちょっとなかなか簡単にはいかないとは思いますが、今申し上げたように原目の豊学校があるようなあの施設ですから、直接的に見ますと3キロぐらいのところのそういったモニタリングの施設がございまして、それほど遠くはないかなということで今思っているところでございます。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） この場所というのはIT、インターネットで探せば出てくるかね。僕ちょっと確認しなかったんで。原目なら永平寺町から結構近いかなと、そういうふうに思います。ポイントを設けるといのは、独自でというよりも何かこういう機構の中で永平寺町に1カ所設けられないかなという思いがあったもので、場所的には結構近いと思いますんでいいのかなと思っています。

次、私どもが津波から想定するものは、永平寺町内においては九頭竜川、それから永平寺川等一級河川、そのほか砂防河川があります。これらの鉄砲水を想定するわけでございます。これらの一級河川において、過去にも上流にダムがなかった時代、梅雨の時期、それから台風シーズンになるとたびたび大水が出て人の命まで奪ったというふうな大きな人身災害をも発生しております。

今、市町村では、国の指導によって土石流、それから洪水及び地震等のハザードマップが作成されております。

そこで、私が以前から気になっていたことがあります。このことはほかにも同じことを思っている人がおったということで、私、意を強くしてきょう質問に上がるんですが、自分自身、愚問なのかなという思いもないではありません。愚問と切り捨てないでちょっと聞いてほしいんですが、それは九頭竜ダムが満杯時期に地震あるいはその他局地的なゲリラ豪雨等で決壊したら下流域はどうなるんだろうということでございます。

もちろん堤防が決壊したりした場合の洪水ハザードマップのことは私ども承知しております。ロックフィールドダムが決壊したら、また永平寺川ダムが決壊したら下流域に対してどういう現象が起きるのか私は想像が付きません。そんな私ども勝手に言いますけど、川津波等を想定した九頭竜川や永平寺川のハザードマップはできないものかなということでございます。

原発は地震、津波には絶対大丈夫と言い切ってきましたが、その安全神話が崩壊した今、想定外も想定の世界に入れるべきではないかと思えます。これは永遠の課題であるのでかなり難しいとは思いますが、原発に関して言えばさまざまな想定はしないでもなかったと思われませんが、目をつぶった結果、考えようとしないう結果が大災害につながったのではないのでしょうか。この川津波によるハザードマップのご所見をお伺いします。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） お答えさせていただきます。

現在、各ダムに問い合わせたところ、ダムの耐震設計は、河川砂防技術基準(案)、河川管理施設等構造令などに定められている震度法にて計算されております。十分な安全性を確保しているため、今のところ決壊は考えられないと。また、この震度法にて設計されたダムでは、地震で安全に支障を来す被害が出たという報告は阪神・淡路大震災や、さきの東日本大震災においても事例はなかったとのことです。

しかしながら、永平寺町では今後、管理者である国土交通省九頭竜川ダム統合管理事務所や福井県龍ヶ鼻・永平寺ダム統合管理事務所を交えて、ダムが決壊した場合を想定したハザードマップの作成や被害想定時のマニュアル化ができないか協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） なかなか難しいことだなとは私どもも思っております。

ちょっと余談が入るかもしれませんが、せんだって5月22日の議会報告会の中で松岡地区の消防庁舎の3階で私どもも出たんですが、行ったときのあの人のご意見でございます。その人も九頭竜ダムが決壊したら松岡地区も相当浸水することを想定しておりました。災害時の備えとして防災公園をもっと拡充すべきでないかというご意見ございました。もっともそのときの話は、松岡公園に投資をするならそっちのほうがより大事でないかというような話でございました。これはちょっとそういう話が出ましたのでご紹介をさせていただきます。

次に、さきの地震で指定された避難所のうち100カ所以上が被害に遭ったと伝えられています。指定避難所に逃げ込めば助かると、そういう思いで駆け込んだあげくの悲劇であります。

そこで、本町においてハザードマップに見る危険区域に避難所を設けている箇所があると思われまます。こういったことがあるということでございますので防災計画の見直しは必須と思いますが、改めてお聞きします。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 今ご指摘のありましたように、ハザードマップを作成いたしましたしまして、つい先日、全戸に配布をさせていただいております。この中でも洪水あるいは土砂、土石流等々による一時避難所が指定してございます。また、地域防災計画の中でも一時避難所といったようなことで指定がしてございます。これはほとんどすべてと言っても過言でございませぬけれども、72カ所すべてが

集落センターあるいは町内の自治会館等を指定してございます。これは町が指定しているわけですが、あくまでもそれぞれの地域地域の中から上がってきたということで、そういった指定がしてございます。

今ご指摘のように、ハザードマップの中でここは危険箇所でありますよ、あるいはそういった被害が想定されますよといった部分に避難所が指定されている箇所が25カ所ございます。こういったところは、やはり早急にその避難場所を変更する必要性がございまして、既に幾つかの地域からは自主防災組織を通じて、こういったことがあるからぜひ町のほうでも一緒に立ち会いをしてくれといったことで、消防署あるいはうちの総務課の職員が区の方と現地確認をしながらそういった避難場所の変更等について協議をさせていただいた経緯もございまして、今後、そういったことを早急にやってみようというふうを考えております。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。

次に、昨年の9月定例会の一般質問の中で、砂防ダムの設置を計画的に行えないかという質問を私どもさせていただきました。積極的に県へ要望していきたいとの回答がありました。こういうことを計画的にいても、地元の対応もありますからなかなか難しい面もあるかと思っております。なかなか難しいところでありまして、せめてその要望のある箇所、地区からの要望があるかと思っております。そういったところを優先的に整備を進めていただきたいと思います。ことしも地元から何カ所かその要望が出てきていると思っておりますが、その実施の見込みはどうなんでしょう。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 砂防ダムの設置につきましては、現在までも積極的に県へ要望してきております。ことしの砂防ダムの設置につきましては、継続要望も含め数カ所の設置要望がございまして、本年度につきましては、京善と市野々地係の継続の2カ所の砂防ダムの設置申請を福井県に行い、現在、事業採択のための審査中でございます。

今後も福井県に対し強く要望しながら計画的な事業採択に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 今年度は京善と市野々の申請をしていくという話でござ

いました。私の中の思いともう一つ、何カ所もというわけにいかないのでひとつ順次進めていていただきたいと、かように思います。この土石流に対して、やっぱり未然に防止対策を行ってほしいと思っておる一人です。安全で安心して暮らせてとうとい命を守るという観点から私ども申し上げております。

前回の一般質問の答弁の中では、パトロールや土砂災害防止の意識高揚を図るとソフト面での対応のことを言っておられたんですが、やはりハード面で整備して、実際の効果があらわれてくるんでないかなと私どもも思いますんで、ひとつ積極的に取り組んでほしいなど、こういうふうに思います。

次に、ことしの当初予算の中で農業用のため池漏水調査費用が3カ所分計上されておりました。既に稲の作付は終わりましたが、稲作との関連から調査の発注計画はどのように考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいですね。

○議長（河合永充君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） それでは、お答えさせていただきます。

農業用のため池漏水調査でございますが、地区要望により提出されました3地区のため池漏水補修要望に対する事前調査でございます。ため池の漏水補修にしましては専門的な知識を要することから、平成23年度当初予算にて委託業務の予算を計上させていただきました。

漏水調査の発注計画でございますが、今回の調査箇所につきましては漏水箇所がある程度想定できる箇所であるため、ため池の水を空にし目視での漏水箇所断定と、漏水箇所が想定できない場合は必要に応じて電気探査を実施する予定でございます。発注時期につきましては調査内容によって異なりますが、農業用水を使用しない時期を考えており、8月ごろに発注したいと考えております。

なお、調査内容につきましては、漏水箇所の断定、ため池の縦断・横断測量、土質試験——これは土質の安定処理試験でございますが——を予定しております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） どうしても稲との関連がございますんで。

それでちょっとつけ加えますと、5月20日のテレビニュースをちょうど見ておりましたところ、先ほど川津波の話をしましたけど、山津波と称していわゆるため池の堤体が崩壊して4名の死者、それから十数軒の家屋が流出したと報じておりました。やはり次第によっては大きな災害につながるわけですから、こういっ

た惨状にならないように地元要望に十分こたえていただいで対策を万全に行って  
いただきたいと思います。

次に、一級河川、砂防河川などで小規模な護岸の復旧、それから改修の地元要  
望が出ていると思います。これらについても生命、財産を守る意味でも極力スピー  
ディに対応していただきたいと思います。

昨今の雨の状況、災害復旧事業の適災になれば、何も県ばかりに頼らなくても  
災害適用に容易になる状況にあると思います。一級河川でも県との協定で町が実  
施しても差し支えないところもあるわけですから、とにかく住民の安全、安心の  
ために早く早目早目の整備をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 河川護岸の大規模復旧工事につきましては河川管理者に  
対しまして現在も強く要望しておりますが、小規模な護岸の補修等につきましては  
は、現在までも地区要望を踏まえながら、福井県と協議をしながら補修等を行っ  
てまいったところがございます。

今後も地区要望等に基づく現地の確認あるいは河川パトロールにより状況を把  
握し、早急な対応に心がけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） いい答弁をいただきましたので、次に移らせていただ  
きます。

次は、2問目の鳴鹿大堰に併設されております九頭竜川流域防災センター、こ  
の利活用についての質問でございます。

実は、さきの3月定例会の最中に鳴鹿大堰の資料館が事業仕分けによって閉館  
になったと私ども聞いたわけでございます。結構確かな筋からの情報と思ってい  
ましたから驚きと、そして怒りを覚えたものでした。4月14日の日に事務所に  
出向いて確認をいたしました。とりあえず閉館はしていないということで、一応  
安心したところでございます。

ことし3月末まで九頭竜川資料館として8年前からNPO団体のドラゴンリバ  
ー交流会に管理運営を委託していたものを、事務所の職員は事業仕分けとは明言  
しておりませんでした。全国的に当該施設の運営などの見直しを行っていて、九  
頭竜川流域防災センターに名称変更とともに国土交通省直轄で管理するようにな  
ったようでございます。

ということで私どもあえて申し上げるわけですが、この鳴鹿大堰に関しましては、私ども役場奉職時の昭和57年ごろから法寺岡・鳴鹿集落の関係する皆さんと用地交渉にかかわってまいりました。それは先祖伝来の土地を提供していただくわけでありますから、しかも地権者にしたら歴史的には二度目の大きな土地交渉になるわけですから、地元地権者にしたらそれは大変な苦渋の決断であったわけであります。

それはなぜかと申しますと、法寺岡・鳴鹿住民にしたら何のメリットもないのに土地だけ下流域の人たちのために取られるとの思いが強かったわけであります。今はもうおりませんけれども、当時の亡き議員であります。地元住民の心情を察して下流の福井坂井平野のみが多大な恩恵に浴するわけだから我が永平寺町にも工事費の1%ぐらい還元されてもいいのではないかというふうな一般質問を理事者に対してされたことを覚えております。当時とは平成4年9月定例会のことで、当時事業費が300億円とも言われておりましたから1%で3億円ということであります。もっとも最終的に平成15年度完成時には540億円と膨れ上がっておりましたけれども。

今、九頭竜川下流域の国営農業用水パイプライン事業に総工費1,133億円もの巨費を投じ2015年度事業完了に向け事業を執行しているところでありますが、それもこれも原点は扇のかなめである法寺岡・鳴鹿地区の土地所有者や関係者の皆様方の多大な協力があったことを忘れてはならないと思います。

したがいまして、当時、町、地元が一つになって地域振興のために資料館を要望してまいった経緯があります。今後とも当施設を十分生かしていただき、間違っても閉館のうわさなりとも出ないよう地元的心情をおもんぱかっていたいただきたい。当時とはこの団体の名称が変わっているんだと思いますが、九頭竜川下流域農業用水再編推進協議会等においても永平寺町が主役ぐらいの立場を堅持していただきたいと思います。こここのところは私ども声を大きくして言いたいところでございます。ここのご所見をお伺いしたいと思います。これが1点。

次に、提案を一つ申し上げたいと思います。

名称は九頭竜川資料館から九頭竜川流域防災センターに変更しましたが、建物の中は変わっておりませんし、従来と変わらぬ対応をしてまいりたいとこのこととでございます。4月から月、火、水の週3日開館、土、日、祝日はドラゴンリバー交流会がボランティアで管理することとしておりまして、木、金曜日が休館ということとであります。来館者ですが、平成16年度の1万6,601人をピークに

平成20年度1万2,367人、平成21年度8,566人、平成22年度8,201人と減少傾向にあります。平成16年9月24日には秋篠宮殿下が視察に見えられている立派な施設であります。この立派な施設を有効に利活用をしていただきたいものであります。

今、管理事務所の河川管理第二課長、荒木課長さんというのですが、その課長さんによりますと、「地域住民あるいは多数の皆さんに大いに親しんでもらい、また防災について学んでいただく方策としてどんなことが考えられるのか今後アンケート調査をしたい」と言っておられました。

私どもも1点提案をしたいと思います。もちろん防災センターの果たす役割が大きいものがあります。昨今の異常気象、ますます顕在化し甚大な災害が予想されますので、今こそ水の恐ろしさや水の大切さを学ぶ場として重要な拠点であります。

そこで、県では、九頭竜川や日野川の河川敷などを通るサイクリング道路のネットワーク化を考えております。自転車道路網として大本山永平寺、一乗谷朝倉氏遺跡、西山公園、今庄サイクリングターミナルといった永平寺福井自転車道と鯖江市、越前市、南越前町を通る丹南ふれあいスポーツレクリエーションロードを結ぶ総延長94キロメートルの構想であります。永平寺町では、京福永平寺線跡地のサイクリングロードを兼ねた遊歩道も25年までに完成予定であります。

よって、この九頭竜川流域防災センターをサイクリングステーションとして看板を上げていただいて利用のしやすいようにしていただきたいと思います。通常はどなたでも休息はできますが、看板を上げることでサイクリング愛好家へのお立ち寄りメッセージにつながると思います。そして、より多くの人たちに来ていただき、防災に関する一端となりを学んでいただくことにつながれば幸いです。ですが、いかがでしょうか。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 九頭竜川の流域防災センターには多くの方が見学等に来庁されておりました。しかしながら、今ほど議員さんおっしゃったとおり、平成14年の開館当時は1万6,000人余りの来館者がございましたが、現在では、先ほど細かい数字をおっしゃったとおり22年には8,201名ということで非常に来場者が減っているのも現実でございます。

そのセンターには、九頭竜川の治水、歴史や、アラレガコを初め魚の生態展示など九頭竜川全般について本格的に学べる施設であるとともに、洪水時には河川

情報システムを活用し、町内防災拠点としても位置づけられております。地域の振興のために建設された経緯を踏まえ、町としてもこの施設が閉館することがないように関係機関に働きかけまいりたいと思っております。

また、先ほどご提案いただきましたサイクリングステーションとしての位置づけにつきましては、県が管理しております永平寺福井自転車道、別名ファインロード、これは26.1キロございまして、鳴鹿山鹿を起点といたしまして終点は運動公園となっておりますが、これが九頭竜川右岸に整備されておりますことから今後は当該センターに立ち寄るルートを組み込み、九頭竜川の歴史を学ぶことや河川防災への啓発を行うことにより九頭竜川流域防災センターの利活用が高まるよう、福井県と協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。

自転車は環境に優しく、それから健康によいと言われております。今、政府においても自転車をふやすための取り組みを実施している中でありますし、本町においてもえちぜん鉄道のサイクルトレインの利用者もふえるような相乗効果もねらひどころではないかと思っております。

次に、3問目の質問に移らせていただきます。

原材料支給事業、これも私が勝手に、仮称でございますが、自分のことは自分で、地域のことは地域でについての質問であります。

まず初めに、現在の、今の各支所の職務体制と申しますか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 永平寺支所、上志比支所、両支所とも同様な形で業務を行っております。合併から平成22年4月まではそれぞれ、町民サービス課あるいは地域サービス課といった2つの課を設けて業務に対応してきたところでございます。22年の4月にこの課制を廃止いたしまして、支所という形で一環として業務を行うということでございます。

そういうことで、これまで行っていた業務と何ら変更することなく、住民生活課、福祉保健課あるいは税務課、こういったところの窓口の証明の発行等々をやっておりますし、また建設課、農林課あるいは上水道、下水道といった、そういった分野の受付業務等もやらせていただいているところでございます。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ちょっと確認させていただきたいんですけど、地域整備課は今受付業務をやっていると。実際、従来やっていた地域整備課の業務というものは今の支所ではどうなのでしょう。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） ちょっとどういうことをお尋ねかわかりませんが、例えば現地のパトロールでありますとか、あるいは区長さん等からのご要望の受付等々、そういった面での現地の確認、それから今申し上げたように災害時のパトロール、そういうふうなことはこれまでと同様な形で支所のほうでやらせていただいております。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） これまで支所で、例えば地域整備課が行っていた業務、ちょっとした道路の修理なんかは自前で、直営で職員がやっていたんやね。このことを私はお伺いしようと思って、まず今の職務体制をお聞かせ願ったんですが、実は今言うたように、支所で地域整備課の職員が道路の補修、簡易なものについては直接修繕をやっていたんですね。もちろん課長が言われるのはわかるんですけど、そういう体制は今もうなくなっていると思うんや。そこをちょっと確認をしたかったんですが、言葉は悪いんですけど、やっぱりそういう業務が本庁に吸収された、本庁のほうへみんなそういうものを移管したということなんですね。私どもとしてはやはり、本庁でそういった区域を全部見るといって管理区域が広がって、細かいところに目が届かないかという心配を今していたわけです。

私どもの話をさせてもらいますと、例えば町道でいうと、町内の外れのほうにありますもんですからそういった枝線、支線道路に入るとすごいです。わだちが顕著で60センチ、80センチの穴があったわけですよ。数カ所あって半年余り放置状態になっておりました。今、何カ所か修繕をしていただいております。こんな状況を見るとほかの町内にも随所にあるんでないのかなと、私どもこういうふうに思ってしまうわけですが、結構長いこと放置状態されておったんですが、職員さんが日々の仕事で忙しいのはわかりますし、私ども、職員を責めるつもりは毛頭ありません。

そこで、一つ提案があるんです。以前にもほかの議員さんから話がありましたが、視察にも行っているように思うんですが、他県でもそういう動きがあります。

福井県内でも若狭町の取り組みですが、みんなで作る原材料支給事業と称しまして、町が一定の費用の補助あるいは原材料を支給する仕組みになっているようであります。町内各集落の道路や水路、それから広場を住民のマンパワーで整備するというございます。コスト削減、それから協働での取り組みに施設に対する愛着もわく効果があるんだろうと思います。

そういったことで各集落には団塊世代の定年退職者がいてマンパワーは十分あると思いますし、それぞれさまざまな技術を持った人たちがいると思います。国が一丸となって汗をかく構図は何かさわやかな感じがするのではないかと思います。今、各集落でもまちづくり協議会等の設置の動きもあります。これからの時代、自分のことは自分で、地域のことは地域で行動してもらい、できないところは行政が支援する形に仕掛けていく必要があるかと思っています。

今、若狭町の話を取り上げましたが、まねをする必要はございませんが、道路や用排水路の簡易な修繕は、原材料や舗装の転圧機器等の貸し出しをしていただければ地元住民で十分対応ができるのではないかと。そういった仕組みを考えていただきたいなど、そういうふう思うわけですがどうでしょうか。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 済いません。失礼しました。先ほどの支所の体制についてちょっとだけお答えをさせていただきます。

今おっしゃったとおり、従来支所が直接やっておりました一部業務については、現在、永平寺支所の関係については本庁のほうで対応させていただいております。その辺少し変更がございました。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 今ほど議員さんのほうからかなりいい提案をいただきまして、原材料を支給し、住民が集落の道路や用排水路などを整備する住民参加型の公共事業を取り入れ、住民のニーズにこたえ、コストの安くなるような制度づくりはこれから大変大事なことだと思っております。今後は、地域の実情に合った環境整備等や活性化のために住民と町が協働のまちづくりを進めるにはどのような制度がよいか十分検討してまいりたいと思っております。

また、先ほど維持管理のほうで町道の不手際があったということに対しましては、今後もパトロール等を強化いたしまして十分な対応をさせていただくとともに、またこれも住民のお言葉をいただきながら町民の皆様のご協力のもと早急に対応できるような体制も必要かと思っておりますので、どうかその点ご理解願っ

て、またご協力のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） どうもありがとうございます。きょうは全問通していいご回答をいただいたかなと私ども思っております。どうかひとつ前向きでお願いしたいなど、かように思います。

ありがとうございます。終わります。

○議長（河合永充君） 次に、9番、多田君の質問を許します。

9番、多田君。

○9番（多田憲治君） 今回は、将来の永平寺町の重大な先行きを見据える意味合いから、庁舎建設問題に絞り質問をさせていただきます。

合併時に住民は、国の誘い水である合併特例債も視野に入れ、過去の長い3町村の歴史を清算し、将来の財政不安の解消と新しいまちづくりへの期待で今日の合併に至ったという経緯を忘れないでほしいと思います。

その合併特例債も当時、新町の規模から94億円。特例債といっても借金だから56億円ぐらい。新町永平寺町の起債残高に見合う36億円が妥当とか、現在の政権交代、また経済の低迷で社会情勢から判断して税収が見込まれないのでそれ以下でも仕方がないと最近思われがちではありますが、住民から見れば合併は単なる国のおどかしで、特例債は棚の上のぼたもちにすぎなかったと後世に言われないようにしなければならぬと思います。

最近、新聞等の記事に、合併した大野市、また武生市では合併特例債で庁舎建設問題が浮上し、議会においても特別委員会を設置し審議をしております。

ふと我が町永平寺町の本庁舎を顧みますと、昭和30年に旧松岡町、御領ヶ島村、吉野村が合併し松岡町が誕生し、この地は沼地で余り適地ではなかったようですが、3町村の真ん中で交差点、また福井市に出る唯一の京福電鉄が通っております、昭和34年、大金だったと思いますが3,700万円を投入し、福井県はもとより北陸でも最初の近代建築として各自治体から視察も訪れたこの庁舎も52年が経過し、鉄筋建築の耐用年数60年も間近であります。

合併の目的でもある行政改革により、先ほど長谷川議員も職員の職務内容を聞いておられましたが、これから職員減はもとより、近い将来、支所も廃止状況の中、昨年度実施した本庁舎の耐震調査の結果、構造耐震指標（I s 値）が大きく下回りCランクと判定され、今回、6月補正で当時の松ぐい基礎の状況を確認する試掘予算が約400万円計上されております。

私は当時、合併協議会で、本町に松岡役場と決まった場合、庁舎建てかえの時期については意義深く見守っていたわけですが、今年度のこの基礎確認調査の結果においては庁舎耐震工事も含めると4億から5億の莫大な予算を投じてまでこのまま私たち町民の城、本庁舎を耐震等の工事に突入することが妥当かと考えるのは私だけでしょうか。

ちなみに、今年度予算の合併特例事業債は2億1,900万円、今年度予定している松岡公園整備、永平寺口駅周辺整備、3校の学校施設耐震工事の補助残を入れても4億円までと思います。

平成27年度までの合併特例債使用期限の猶予の中、消防庁舎統合問題もさることながら、25年には総合振興計画も見直すことで時期尚早かと思いますが、約3分の2の起債額助成が受けられる合併特例債で教育委員会も本庁に入れ、また会議等についても消防庁舎間借りの対応でなく、駐車場も広いところで庁舎建設、また代替案の考えは町長の胸の内にはないのですか。お尋ねをいたします。

○議長（河合永充君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

本庁舎は昭和34年建設、52年が経過した建物でございます。昨年度、本庁舎の耐震診断を実施した際、耐震判定はCランクと判定されましたが、壁のコンクリート強度試験を実施しており、コンクリート自体はそれほど劣化しておらず耐震補強工事を行うことによってあと30年から40年は耐えられると聞いておりますので、庁舎の建設については考えておりません。

本年度の当初予算においては、本庁舎の耐震補強計画作成業務委託の予算を計上し建物の基礎調査を実施したため、6月議会においてその調査費をお願いしてございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 9番、多田君。

○9番（多田憲治君） ただいまの庁舎建設の考えには、実は私も理事者側の答弁は想定をいたしておりました。

代替案の考えの発言がなかったので、私から提案を申し上げたい。

3町村は5年前に合併し永平寺町は一つになったのですから、町長は一住民として判断しても松岡住民として言葉では言いにくいと思いますが、いずれは到来する2次合併に対応するためにも今のうちに、松岡地区だけじゃなしに永平寺町全地域を守るという考えから、この地で本庁を続行することではなく、32年しか

経過していない永平寺支所に本庁を移す考えはないのか再度お聞きをします。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） ただいま庁舎建設につきましてのお尋ねでありますけれども、今申し上げましたように22年度で耐震診断を行いました。そして申し上げているとおりCランクということで、ことしは基礎調査を行って耐震の状況を調査したいと思っております。

今後、今の耐震の補強計画によりましてどういう数字が出てくるかまだはつきりいたしません、申し上げたように、今の状況で耐震工事を行いますと今後30年から40年ぐらいはもつだろうというふうなお話も聞いております。これは耐震のそういう先生方の考え方です。

それから、たしか永平寺支所は54年の建設だと思っております。56年以前の建物でありまして、今、耐震の診断を行っておりますのは56年以前の建物を行っております。そういう意味におきますと、松岡の本庁舎は34年でありまして、54年という20年ぐらい後になっております。そういうことで今後そういうふうな新しい施設をどうすることが理想的といいますか、一番いいかということも十分これから検討といいますか、研究もしていかなければならないと思っております。

ちょっと話は余談ですが、たしか開発センターが昭和46年かと思えます。それから上志比支所が45年かと思えますが、そういうことでこの庁舎より10年後です、それから永平寺の支所は20年後ということでもありますので、いろいろな意味を考えましていろいろな検討といいますか研究をしていくことはやぶさかでないと思っております。

○議長（河合永充君） 9番、多田君。

○9番（多田憲治君） この松岡庁舎から永平寺支所までが3キロメートル、上志比支所までが9.7キロメートル、我々東部地区からでは13キロの遠距離で、町長がそういう考えであれば、永平寺町が続く限り上志比支所の機能を存続することをひとつ強く要請することをつけ加え、私の質問を終わります。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

2時10分から再開いたします。

（午後 1時59分 休憩）

---

（午後 2時10分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、15番、伊藤君の質問を許します。

15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 15番、伊藤でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。理事者の明解なるご回答をお願いしたいと思います。

ここで、東日本大震災によりまして亡くなられました方々、また被災された方々、お悔やみとお見舞いを申し上げます。一日も早い復興、復旧を願うところでございます。

私は3つの質問をさせていただきます。1点目は永平寺町の新エネルギービジョンの進捗状況は、2点目といたしまして中期財政実施計画と合併特例債について、3点目として越前加賀宗教文化街道推進協議会について質問させていただきます。

まず初めに、1点目の本町の新エネルギービジョンの進捗状況をお願いしたいと思います。

6月は環境月間ということで質問をさせていただきます。

国連は6月5日、「世界環境デー」として、日本でも「環境の日」と定めております。この「環境の日」を中心とした6月の1カ月間は、環境について見詰め直す期間として「環境月間」として制定されています。昨年の2月に策定されました本町の豊かな自然と人の力をつくる地域新エネルギー・省エネルギービジョンの進捗状況をお尋ねします。

その1点目といたしまして、主要な公共施設や防災拠点となる施設の太陽光発電システムのこれまでの進捗状況は。また、今後の取り組みをどうされるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（河合永充君） 環境課長。

○環境課長（勝見隆一君） お答えをさせていただきます。

公共施設の太陽光発電システムにつきましては、学校が広域避難所に指定されていることから御陵小学校、志比小学校、上志比小学校に太陽光発電を設置をいたしております。

また、一般家庭の太陽光発電の導入でございますが、平成22年度に20世帯、金額にしまして358万9,000円を支出しております。平成18年度の合併当時から見ますと現在で64世帯が太陽光システムを設置をしております。本年の設置費用につきましては、町は1キロ当たり3万6,000円、上限を4キ

口といたしております。約15世帯の216万円、当初予算の計上をしております。また、国は1キロ当たり4万8,000円、県は3万6円の助成がございます。

今後も国等の交付金事業などの動向を勘案しながら太陽光発電システムの拡大を図っていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 10年後の目標といたしまして、これが平成31年ですか、2019年の目標といたしまして永平寺町の家庭、全世帯の10%という見込みを持ってありますし、また全公共施設、本庁とか支所、全教育施設、小中学校、それから幼稚園、幼児園、この23施設に基づいた設置を目標としているわけがございますけれども、この目標についてどうお考えですか。お伺いします。

○議長（河合永充君） 環境課長。

○環境課長（勝見隆一君） 新エネ、省エネルギーのビジョンにつきましての計画目標、今議員が言われましたように1%を10%、公共施設23施設ですか、そういうふうな形で目標を掲げてございます。これにつきましては、施設の太陽光発電につきましては発電システム自身の費用が結構かかりますので、それら国の補助金等々も勘案しながら積極的に導入を図りたいなと思っております。

また、一般家庭の太陽光発電につきましては、議員もおわかりになっておろうかと思いますが県下で2番目の高率補助ということで、高浜ですか、キロ当たり4万8,000円、それに次いで本町が3万6,000円ということで2番目に高い補助率になってございます。こういう高率の補助をこれからも導入いたしまして、積極的に一般家庭にも導入を図りたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） これ国、県、町ということで、国は7万円ですか、県は3万6,000円、また町は5万円というふうなことで補助率も結構あることでございますので、そういったことを考えればこういう新エネルギーの導入の目玉となるような、公共施設から皆さんの家庭にわかるような宣伝というんですか、そういうPRをしていただきたいと思えます。

また、2つ目といたしまして、各家庭にアブラギリの木、これは町の木でございまして、ここらで言う祭りのときのこっぱずしというんですか、それは有名でございまして、その木を植える運動をしているというのはどのような活動

をしているのか、そして今後の活動はということでお伺いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 環境課長。

○環境課長（勝見隆一君） 現在、アブラギリ活用プロジェクトを発足してございます。このプロジェクトの会員は10名で発足しております。これまでにアブラギリにつきましていろいろな研究・検討会を開いてございます。今現在6回ほど開いてございます。それにあわせて、各家庭に配布したいなと思っておりますアブラギリの木の育成もしてございます。約200本余りを今育苗しているところでございます。

それです、環境課としてはアブラギリの普及拡大が第一かなと思っております。それにあわせて、今後アブラギリのエネルギーとなるべき研究等を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 一応アブラギリ、全家庭というんですか、6割が普及ということであと4割がまだ町内に普及しないというところで、この町の木でございましてできるだけ町が積極的に動いて、やっぱり各家庭に1本はあるというふうなことで進めていただきたいと思っております。

また、3つ目に、3月11日の東日本大震災によりまして東京電力福島第一原子力発電所の事故が起きまして、また浜岡原発の運転停止など原発依存から再生可能エネルギーの普及を考えたとき、本町には小水力発電に適した水量と落差のある適地があり、この適地において小水力発電設置を導入し、環境負荷の低減に努めるとしております。

永平寺川ダムから永平寺川に放流される水を使用して小水力発電で発電された電力は、電力会社に売電するか、大本山永平寺近郊で使用して環境に優しいエネルギーを大本山永平寺近隣で使用した場合、そのPR効果は高いものと言われております。これまでどのような活用をしているのか、また今後の活用法についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（河合永充君） 環境課長。

○環境課長（勝見隆一君） ただいまの永平寺ダムの放流水の小水力発電のシステムはどうかというお問い合わせでございますが、小水力発電システムの導入の基本的な考え方を申しますと、永平寺ダムの水量と落差を利用いたしまして、そこから発電されました電力を、例えば電力会社に売電する、または永平寺大本山や門前のと

ころへ利用していただくというふうな考えで導入を図る計画をしているところでございます。それにより、自然エネルギーの開発に伴いまして地球環境の負荷を低減することを目的としてございます。

しかし、この導入にはいろいろな課題がございます。今現在、いろいろ試案をしているところでございます。例えばこの永平寺ダム、県の施設でございますので、その利用を考える場合、水の権利、それらの問題、またイニシャルコスト、またメンテナンスコスト等々の考え方もございます。それはいろいろ考えまして総合的にも判断をし導入を図っていききたいなど、研究していききたいなど考えてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） この省電力、電源のプロジェクトという中でやっぱり大本山永平寺の門のライトアップ、街灯ですか、そういったことも含めたPRをすることによって全国的にも永平寺のダムで電気が起こっているというふうな、そういうPRをしていただきたいと思います。また、研究課題としてでございますけれども、そういった先生方を集めましてノウハウをしていただきたいと思います。

これはこれで終わりたいと思います。

続きまして、2点目といたしまして、中期財政実施計画と合併特例債についてお伺いをしたいと思います。

5月22日と27、28、29日の4日間ですけど、小学校区単位の7カ所で議会報告会をいたしました。健康福祉施設、永平寺温泉や松岡公園、また永平寺口駅周辺整備等の大型事業や、さらには公共施設の耐震診断による幾つかの改修工事が計画されているが、子や孫にツケを回さないような町政をとの要望をする町民の声が目立ったことで、ここで質問をさせていただきます。

合併当時の新町まちづくり計画書を再度拝見させていただきました。計画策定の方針、その中で新町の進むべき方向について、より詳細、かつ具体的な内容については、本計画に基づき新町において作成する。基本構想、基本計画、実施計画にゆだねるものとするとしてされております。計画の期間は、本計画における主要事業及び公共的施設の統合整備については合併後おおむね15年程度の期間をもって定めるとされております。

この定める期間は18年から32年までとしておりまして、基本方針を定めるに当たっては将来を見据えた長期的視点に立ったものでなければならないと思っておりますが、これから総合振興計画や基本計画は平成29年度を目標年次とし

て平成20年度から平成29年までのおおむね10年間を計画期間としておりますが、社会情勢の変化に対応して施策の見直しを行うことに対しては十分理解をしております。

なお、総合振興計画を実施するには、基本計画に基づいた実施計画が必要とされております。

まず1つ目に、基本実施計画についてお尋ねを申し上げます。

この実施計画は、総合振興計画で策定されました基本計画に定めた各施設や事業を展開するために具体的に示した計画で、毎年の予算編成の指針となるので計画期間は3年間とし、中長期計画との整合性を図りつつ、毎年見直しし部分修正をかけながら行うローリング方式となっているようですが、どのようにされているのかお伺いをいたします。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山村岩夫君） お答えをさせていただきます。

今ご指摘のまちづくりの基本となります総合振興計画、これは平成20年3月に策定したわけですが、これは7項目のフレーズに分かれまして、各種施策あるいは事業の内容の具体化を計画に盛り込んでおります。それを予算に反映するというので、総合振興計画、それから基本計画、それにその実施に向けての実施計画があるわけですが、実施計画につきましては、ご指摘ありましたように中期財政計画、これも平成20年に策定をしておりますが、これは20年から24年になっているんですが、これを基本としていわゆる整合性を図りながら実施計画を一応策定をいたしております。

総合振興計画の中にもあるわけですが、今議員さんがおっしゃるとおりローリング方式ということで、これは3年計画を初年度で見直すと、そして次年度もまた新たに向こう3年間の計画をつくっていくということで、平成22年度の実施計画につきましては昨年の11月ごろに策定をさせていただいております。この実施計画につきましては、平成23年度からいわゆる向こう3年でございまして平成25年度までの計画を策定しております。

見直しに当たりましては、国の政策、いろいろと変化もあるわけですが、そういうふうな国の動向なんかも十分見きわめていかなければならないと。また、ソフト面におきましても、子育てあるいは医療関係、年々いろいろと状況も変わってくる場合もございまして。そういうことで毎年毎年3年間のローリング方式という形で、一応社会情勢に合ったニーズにこたえる形の計画をつくっているところ

でございます。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 議会のほうも町民との議会報告会ということで、大型事業がたくさん出てくると質問の中で町民も不安がっていると思います。そういったことで、やっぱり委員さん方も3年のローリング方式で1年1年がわかるような、3年先までがわかるような、町予算のことを頭の中に入れて町民と語ると結構わかってもらえるんでないかと思ひますんで、これローリング方式で1年1年、先々とやっぱり議会のほうにも早く示していただきたいと思ひます。

これまで策定しました中期財政計画、これは実質公債費比率が平均値18%以上の団体に対して、地方債の発行に際し知事の許可が必要ということでつくったものではないかと思ひます。つくったのは5年前にですかね。でも3年済んで4年もなると、あと23、24、25と、そういうふうなものできていないものですから、こういったことを議員の中でもどうなったんやと言うと23年度中につくると言うもんで、当初につくってもらわなあかんでないんかなと思ひますんでこういう質問をしているわけでございますので、そのところは理事者側も十分考えていただかなあかんと思ひます。

ほんでわかってもらえれば結構でございますけれども、何かあれば。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山村岩夫君） 今の実施計画につきましては例年、毎年、総合振興計画に基づいたローリング方式の実施計画をつくっております。

中期財政計画につきましては先般もご指摘いただきましたので、今、第2次の中期財政計画の策定に向けて準備を進めているところでございます。年明けになろうかと思ひますが、来年度の予算も見きわめながら中期財政計画をお約束どおりお示しをさせていただきたい。また、住民の方にもわかりやすいような形の財政状況もお示ししたいというふうに考えております。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） こういうこともやっぱり町の広報誌ですか、そういったものでお示ししなければ、今度、合併特例債が急に出てくるんでないかと思ひますね。駅周とか松岡公園とか大型工事、また耐震工事等が出てくると思ひますんで、ぜひともそういったことが。議会のほうも年2回の報告会ということで、こちらのほうも勉強する機会が多いものですから、財政のことも答えられなあかんでないかと思ひますんで質問をしているわけでございますんで、ひとつよろしく

お願いしたいと思います。

次に、2つ目といたしまして、平成22年度の合併特例債と基金造成でございます。

平成の大合併、財政優遇措置として合併特例債（あめ）と補助金削減（むち）を国がちらつかせる中、特例債を用意されましたが、本町の合併特例債は合併時には、建設事業で94億1,000万円、また基金造成では15億7,000万円であったが、現在どのように使われたのか。そして基金造成はどのように積み立てられたのか、年度別にお願いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山村岩夫君） お尋ねの合併特例債の借入状況でございますが、年度別に申し上げたいと思います。

2008年（平成20年）までに借りた合併特例債としましては1億410万円でございます。内容につきましては、町道の整備に充当をさせていただいたということでございます。それから、2009年は合併特例債は一応借り入れしなかったという状況でございます。2010年につきましては松岡小学校の体育館建設に約1億お借りしましたので、2010年まででございますと2億410万を合併特例債として借り入れている状況でございます。

それから、基金の状況なんですけど、基金につきましては先ほどもちょっと基金のご質問はあったんですけど、今のところ借り入れはいたしておりません。将来的に、先ほどの大型のプロジェクト事業も幾つかございます。合併期間、平成27年以後に取り組むような事業も幾つかあるわけですが、そういうものも見きわめて合併特例債として借り入れるということも今後検討していかなければならないかなというふうに思っています。

ただ、合併特例債といえども、やはり実質公債費比率に影響しますので、そこらあたりは財政健全化を図りながら十分見きわめていきたいというふうに思っております。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 町といたしましてもよく頑張っていることは十分わかっております。平成18年の2月末では町債の残高ですか、これが2億9,939万3,000円、それが一般会計では99億8,100万円ですか、それから特別会計が103万1,700万円があったということで、現在、町債の残高ですか、これを見ますと153億5,479万3,000円、これにいたしましても49

億4,760万円が減っておりますし、また内訳でいいますと、一般会計が18億3,000万円の減、また特別会計でも現在72億372万1,000円ということで31億ほど減っていることは承知しております。

そういった中で、ちょっと基金について聞きたいと思います。

合併当時は合計で21億6,802万6,000円ですか、一般会計と特別会計を合わせまして。それが21年度末はわかっているんですけど、22年度末ではどのようになったんかちょっとわからんですかね。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山村岩夫君） 財政調整基金につきましては、合併当時でございますと10億900万ほどの残高でございましたが、平成22年度の決算見込み、ちょうど決算をやっている最中なんですけど、これはあくまでも推測なんですけど18億2,000万を予定いたしております。したがって、合併当時と比べますと約7億ほど多く積み立てをさせていただいている状況でございます。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） このように健全財政は保たれるということで、この間の会場へ行っても心配する声がたくさんあったと思います。ほんで、そういったこともこうやということをやっぱり町民に知らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、3点目といたしまして、越前加賀宗教文化街道推進協議会についてお尋ねをいたしたいと思います。

2014年度末の北陸新幹線金沢駅の開通を見越して、5月17日にあわら市の金津創作の森で開催されました越前加賀宗教文化街道推進協議会の設立に向けた会合があったようですが、どのような協議会かお伺いをしたいと思います。

○議長（河合永充君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） お答えいたします。

越前加賀宗教文化街道推進協議会につきましては、宗教文化資源の観光面での活用を目指し、大本山永平寺を初め、勝山市平泉寺、あわら市の吉崎御坊、坂井市の瀧谷寺、加賀市の大聖寺山の下寺院群など、心の文化資源を結びつけながらさまざまな付加価値をつけた商品開発や資源の魅力向上、情報発信などを広域で連携いたしまして推進し、成熟世代を中心にさらなる誘客を図っていこうとするものでございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 永平寺については、観光は曹洞宗大本山しかイメージがないようでございます。また上志比地区におきましては吉峰寺や興行寺、華の蔵ですか、そして弁財天大権現ですか、これ白蛇神社というんですか、永平寺地区には波多野家、ほんでショウヤマにある波多野家の山城跡、また多福庵等、また永平寺地区と松岡地区にまたがった幾つかの古墳群の活用、それから松岡公園にある松平昌勝公の菩提所や天龍寺と隣合わせました「奥の細道」で有名な芭蕉塚、これにつきましては何か年間5,000人近く訪れるというふうなことを聞いておりますし、私が旅館をしていることから、その中で何人かは泊まりがけであそこへ通ったり、また天山のあそこから天龍寺まで歩いてくる人が何人かおります。そういった結構険しい道を「車で行かんのか」と言ったら「歩いていくんや」と言う人もおりますんで、そういったことでまた地域内の情報を発信しながら全国からの誘客を図っていただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（河合永充君） 次に、14番、渡邊君の質問を許します。

14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 14番、渡邊でございます。

本題に入る前に、3月11日に被災された東北大震災において数多くの方々が亡くなりました。そしてその方々のご冥福を祈るとともに、また行方不明になられておる8,000名以上の方々が一日も早く親族の中に帰ってくることをお祈りし、また被災された多くの方々に一日も早く復旧、復興をすること、そしてお見舞いを申し上げまして、私の本題に入りたいと思います。

さきに通告しておきました2点について質問をいたします。

まず最初に、通告しておきました永平寺町の公共料金の問題であります。

この公共料金も、合併して5年以上が経過しましてこれでいいんだろうかなという気持ちでございます。

特に私、昨日も松岡の河川公園、そして永平寺の河川公園、上志比の河川公園と3つの河川公園を回りました。多くの方々が楽しく、マレットゴルフを中心としたところのスポーツに親しんでおられます。そしてそこで私が考えたことは、マレットゴルフを中心としたところの河川公園を利用する方の料金はこれでいいんだろうかということを思いました。

かつて私たちも合併前に、マレットゴルフに関して料金が高いとか安いとかと

議論したときがございましたけれども、やはり町の条例で決定をされまして、そして料金が制定されて、その後改正をされたのか、あるいは松岡の河川公園、永平寺の河川公園、上志比地区の河川公園の利用料金がどうなっておるのかなということをもまずひとつお尋ねをいたしたい。

そしてまた、スポーツに親しみ明るい健康な体をつくるということで、本町においていろいろなスポーツ施設があろうかと思っておりますけれども、その中でやはりグラウンドが大きいとか小さいとか、あるいは照明が暗いとか明るいとかいろいろと要素が違うことがあると思っておりますけれども、その料金体制がどうなっておるのかなということだけ1回お尋ねをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（河合永充君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） お答えいたします。

町内の河川公園は、合併前の旧3町村においてそれぞれに整備、所有され現在に至っております。

ご指摘の使用料については、松岡河川公園のみ合併前より定められていたことから現在も納入をお願いしております。永平寺河川公園、中島河川公園につきましては、合併前に使用料の設定がなされていなかったことから、合併後もそのままになっております。

この2つの河川公園にも平成21年にマレットゴルフコースが設置されましたが、これは地元愛好者の要望を受け、公園の有効活用を目的にコース整備に関する物品の購入費用を町が負担いたしまして愛好者の皆さん自身で整備をお願いしたものであるため、使用料の設定を行いませんでした。また、使用料の徴収には管理人の常駐など必要になることもその一因かと思っております。

しかしながら、同様の公園の形態をとる3つの河川公園の使用料の設定に不均衡があるのではないかと今回のご指摘でありますので、条例の改正も含めまして使用料徴収の是非を検討していきたいと考えております。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 担当課長から前向きな答弁がございましたけど、私は今、上志比地区や永平寺地区の河川公園を利用するときお金を取れと言うんじゃないんですね。町民が親しくスポーツができる施設は町民の健康管理の運営にもひとつ、やはりできることならば現行のままで進めていただくとありがたいな。

そして松岡の河川公園について、あれだけのマレットゴルフのコースがあるの

は我々も日本一のコースをつくったらどうやというようなことを提言したときが  
ございますけれども、かつてスポーツレクリエーションだったですか、あのとき  
に造成したかと思えますけれども、やはりもう少し町民が親しく利用できるよう  
な施設にしてほしいというのが私の気持ちなんです。だから上志比地区や永平寺  
地区はお金を取って、松岡はまた下げれとか云々という意味じゃないんですね。  
やはり町民が親しく利用できるような施設にしてほしいというのが私の気持ちで  
ございますので、その点も十二分に考慮していただければありがたいなと思うん  
です。

そしてまたいろいろとスポーツ施設がございますけれども、利用料金はまちま  
ちじゃないかなと思えますけど、この施設等も、これは例えばナイター施設にし  
ても明かりが暗い、あるいは広さ、いろんな諸問題がございますけれども、そう  
いうふうなこともやっぱり含めて再度協議していただけるんだったらしてほしい。  
また、現行のままでいくんだったらいくというような明確なご答弁を願いた  
いと思えます。

○議長（河合永充君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 現況の松岡河川公園におきましては、条例が平成1  
8年2月13日の合併時にでき上がりましたものでございまして、使用料も町内  
者は200円、町外者は300円という設定をしておりますがこの松岡公園だけ  
の設定でございますので、先ほど申しましたとおり、この辺も使用料徴収は是非  
を検討していきたいかなと思っております。

それとまたもう一つ、スポーツ少年などが学校教育施設を利用したスポーツ少  
年団活動事業でございますが、この辺も明るい暗いは確かにございますので、そ  
の辺も均衡のとれた施設利用の方向を進めたいかなと考えております。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 今、担当課長のほうから松岡河川公園の使用料が、町内が  
200円で町外が300円と言われましたけれども、これ年間使用料というのが  
あったはずなんですかね。ございましたか。ちょっと説明してください。

○議長（河合永充君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） お答えをいたします。

年間使用料といたしましては、町内者は3,000円、町外者は4,500円  
となっております。

以上です。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） この金額、私の記憶とどんぴしゃりでございまして、自分もこの条例を決めるときに深くかかわった経緯がございますから、変わっておらんのかなという気持ちでございます。やはり町民が親しくスポーツできるような施設にしてほしいなという気持ちでございます。

そして、もしもなんですけど、今度いろいろなスポーツ施設を利用するときに、全員協議会やいろんなところで言うておりますけれども、施設の申し込みが、かつて生涯学習課の課長が「町内の方々が申し込みする人は3カ月前から受け付けます。そして町外は1カ月です」と大きく見栄を張ってございますけれども、私はそのときに言ったことが「あなたたち、私たち、3カ月前のスケジュールが決まっていますか」と。3カ月前に申し込みというんです。3カ月前のスケジュールが決まっていますかと。きょうは6月10日なんですね。いや、10日かな。やっぱり6月、7月、8月、9月のスケジュールが決まっていますか。恐らく決まっている人はおらないと思うんですよね。だからもっと町民が親しく利用できるような施設にしてほしいというんですね。申し込みにしてほしいというのが私の気持ちなんです。何か。

○議長（河合永充君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 今ほどの議員さんのご指摘のとおりなんですけど、スポーツ施設の利用申し込みに関しましては、町内者に関しましては3カ月でなくて2カ月前からの申し込みになっております。町外者は1カ月前でございます。

それと一応、大会等を計画している団体でございますと、その辺を憂慮をはかりましてスポーツ少年団とか町内のスポーツ団体を優先的にとれるような形には配慮はしているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 今、町内者、町外者ということをおっしゃいましたが、例えば野球とかソフトボールとかサッカーとかいろいろございますけれども、町内の方が何人入っておったら町内の人と見られるかね。やはり町民の税金によって我々施策した施設なんですね。だから何人ぐらいかなと。わからなきやいいんですよ。また調べていただいて後日また答弁していただいたら結構ですけども。

ただ、野球をすれば、やはり大体要員が9名から、13名から15名ぐらいになると思うんですけども、その中にベンチに座っている人が、永平寺町の住民

が2人ぐらい名前を連ねておればそれは町内の人と認めるのか。使用料金も変わってくると思うんですけども、やっぱりそこのところははっきり明確にしておいてくださいね。

○議長（河合永充君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） そういう団体で使用される町内、町外の配分でございますが、2分の1以上があれば町内者と認めて申請を受け付けております。

以上です。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 今後使用させる場合、やはり十二分に調査して対応をしていただきたいと思っておりますけれども、スポーツする人はうそはつかないと思っておりますけれども、やはりそこのところはしていただきたいなと思っております。

公共料金についてはこの辺にしておきますけれども、次に防災問題についてお尋ねをいたしたいと思っております。

本町に防災公園と称する場所が、私の知っている範囲では旧松岡の薬師と神明と2カ所がございますけれども、ほかにまだ防災公園と称する箇所が永平寺地区あるいは上志比地区にございますか。ないですか。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 防災公園は、ただいまおっしゃった薬師と神明の2カ所でございます。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） ここでもう一つお聞きしたいのは、防災公園でございますから、さきの3月11日の大震災の後に私たちも非常に苦労したのが水なんですね。親戚とかあるいは兄弟に送るときにペットボトルに入った水がからからになってしまって、本町に福井市内を歩いても売っておらないんですね。どうしたんだらうということでございますけれども、やはり災害が発生したときの水の確保、食料の確保ができるんだらうかな。

かつて本町において食料の備蓄があると聞いていますけれども、どれだけくらいあるのかなということを1回。2万町民が一度に被災することはまずは考えにくいことでございますけれども、やはり何人分が何日分くらい備蓄されておるのかなということだけ、できたら数字的にお教えいただければありがたいんですけども。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 災害時の備蓄についてのお尋ねでございますが、この備蓄につきましては、県が福井震災、これと同等の地震の災害が発生した場合、約5万8,000人が被災するというふうな想定を出しております。

この被災者の1日3食の3日分、これを人口で案分いたしまして、各市町にこの備蓄基準量といたしまして決めております。そういたしますと、永平寺町の飲料水につきましては、今の想定でいきますと2,826リットルが永平寺町の基準量、それに対しまして私どものほうでは、これは1.5リットルのペットボトルで1,836リットルございます。備蓄しております。ただし、それ以外に耐震性の貯水槽、これは60トンクラスが4カ所ございまして、24万リットル貯水しております。ですからはるかに超える備蓄ができております。

同じように、アルファ米、パン、缶詰、クラッカー等の食料でございますけれども、これが基準では2,826食に対しまして町の備蓄は3,410食ございます。そういったことで現在のところでは県が示す備蓄の基準量を上回る備蓄を現在しているところでございます。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） ご丁寧な数字を並べていただきまして、本当にありがとうございます。これで本町も、飲料水を初め備蓄は大丈夫だなという気持ちを持ちました。

しかしながら、当然やっていると思えますけれども、飲料水にしても、食料にしても、最近非常に問題になっている賞味期限があると思うんですね。賞味期限と有効期限ですか、これはやっぱり常にローテーションを組んで、やはり交換しておるのかな、する必要がないのかなということでございますけれども。そして先ほど防火水槽の水がたくさんあると言われたけど、防火水槽の水は飲料水じゃないはずですね。やっぱり飲料水とする、加工する施設も、飲料水ですから、そうできるのかなと。防火水槽の水が飲料水になれば1週間も10日も20日も入れっ放しやったらあかん、時々入れかえしているのかなという思いがございませぬけれども、それはその辺でまた町当局が真剣に取り組んでいただきたいなと思えます。

そして、最後になりましたけれども、大きな問題でございますけれども、本町において、3月11日のこの大震災において非常に、これはしなくてはならないというのが防災協定でございます。やはり本町において、近隣の市町と県内外を含めてどのような防災協定が結ばれておるのかなということでございますけれ

ども、防災協定があるのかないのか、してあるのか、制定されているのかされておらないのか、1回ご説明を願いたいと思います。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 備蓄品等の消費期限等については、十分把握をしながら毎年入れかえといたしますか補給をやっております。

それから、近隣市町等々の災害時における協定のお尋ねでございますけれども、実は平成8年、これ合併前ですけれども、福井県、そして当時の市町村すべての間で災害時の相互応援協定というものを交わしてございまして、合併後もそのまま引き継いでおります。その中で、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせんを行うと、そういった相互協定を交わしてございます。

また、永平寺町独自といたしましては、災害時に電気事業者あるいは建設業、それから解体業といった特定の業種の協会と、今現在は5つの団体と災害時の、これは応援協定みたいなことで協定を結ばせているところでございます。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 今、総務課長からの答弁によって、本当にきちっとなっているなという気持ちでございますけれども。

総務課長、よければ協定を結んでいる市町がどこどこか、どこどこぐらいかなということの後日でも皆さんの前に、町民の前に明らかにしてもらえるとありがたいな。そして協定を結んであるということは、もしも相手方の町や市に災害があった場合、我々も駆けつけなくてはならないんですね。だからどこどここの被災のときは我々が駆けつけなあかんのやということだけ、やはり明確にさせていただけるとありがたいなと。もしも公表できればしていただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 県内の市町はすべて、今申し上げた相互協定の中に入っております。これは福井県も含めて県内の市町すべてが相互協定を結んでおります。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） じゃ、県と県内の市町との協定を結んであるというんですけど、我々、どちらかというと福井県の嶺北の離れのほうなんですね。そうすると、やはり近隣した石川県の山中町、白山市とかいろいろあるんですけれども、その辺と今後協定を結ぶ意識があるのかないのかだけ。もしもできることならば、

範囲を広く、やはりそういうふうな話し合いをしていただきたいなど。また、できることならば、協定までいなくとも災害のときの連絡協議会等を立ち上げて進めていっていただきたいなどというのが私の気持ちでございますけれども。また、その問題も一応問題提起としておきますから、考えていただければありがたいなと。

これをもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

3時10分から再開いたします。

（午後 3時00分 休憩）

---

（午後 3時10分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、7番、川治君の質問を許します。

○7番（川治孝行君） 7番、川治です。通告に従いまして2問質問をいたします。

初めに、有害鳥獣対策ネットさくの啓発についてお伺いをいたします。

毎年増加傾向にあります有害鳥獣の被害に対しまして各市町村では対応に苦慮しているところでありますが、被害防止対策として、ソフト面、ハード面での2種類の対策があるかと思えます。

大野市におきましては、イノシシの被害を防止する目的から山林と農地との境界で山際の草刈りや雑木の伐採、また枝打ちを行いまして、動物が身を隠しにくい空間を山際に幅30メートル、そして延長50キロの緩衝帯を設け、動物の侵入を防止することを目的として、国の緊急雇用創出事業を活用して草刈りの作業員を確保しながらソフト面での有害鳥獣対策に重点を置いていると聞きました。

永平寺町におきましては、当初予算におきまして田畑の農産物の被害防止の目的から、従来の電気さくにあわせまして、新規事業として、イノシシやシカの里地への侵入を防止する目的で事業化されたハード面の対策として県単事業の鳥獣害のない里づくり推進事業に他の市町村に先んじて一足早く取り組まれましたことは、住民にとって有意義な施策であることと思えます。

しかしながら、地域住民に対する啓発、広報が周知徹底されていないののではないかと思います。新規事業である有害鳥獣対策ネット柵設置補助事業について新規事業として広報誌の4月号に掲載されておりますが、今後どのように取り組

んでいくのかを二、三伺いたいと思います。

初めに、住民に対する啓発は現在どのように取り組んでいるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（河合永充君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） それでは、お答えをさせていただきます。

住民に対する啓発でございますが、4月の広報特集号で鳥獣害対策に伴うネットさくの導入支援につきまして掲載しておりますが、各地区への啓発につきましては地元要望のあったところに対しまして説明を行っております。

ネットさくの説明会でございますが、5月19日の日に永平寺志比北振興連絡協議会からご要望がございましてご説明をしております。また、7月7日に福井地区広域鳥獣害対策協議会によります有害鳥獣対策講習会の開催を予定しております、そのときに各農家組合長並びに関係者に周知をいたしましてネットさくの啓発も行いたいと考えております。

以上です。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 次に、現在電気さくが設置されている箇所はどのような取り扱いになるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） まず、電気さくが設置されている箇所の取り扱いでございますが、既存の電気さくは県補助金をいただいているために設置後5年間は設置をできないこととなっております。

以上です。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 補助対象となっていることからできないということですが、これ取り除かなければ、並行して設置することができませんでしょうか。どうでしょうか。

○議長（河合永充君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） ネットさくと一緒に並行して行ってもいいですし、例えばネットさくの上に電気さくを設置しても可能です。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 次に、ネットさくの補助率及び地元負担額について、メータ一当たりどれぐらいの最高限度額であるかということについてちょっとお伺いし

たいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（河合永充君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） ネットさくの補助金でございますが、福井県が2分の1、永平寺町が4分の1、残り4分の1が地元負担金でございます。

なお、整備単価の施工費込みで1メートル当たり5,000円でございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） ネットさくの設置によりまして維持管理面での有利性や事業内容並びに事業要件について、説明は各地区においても既に終わっているのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（河合永充君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） 各地区において説明は終わっているかとのことですが、今年度、ネットさく設置地区に対しましては、県の予算の内示を受けた後に地区説明会を予定しております。また、ネットさく設置のご要望があれば説明をしたいと考えております。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 今年度の内示はまだ来ていないのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（河合永充君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） 県のほうに問い合わせをいたしておりますが、まだとのことであります。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） では、内示はいつごろ来るのか予定はありますか。

○議長（河合永充君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） 町としましては6月とっております。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 次に、事業主体は永平寺町鳥獣害対策協議会とのことですが、ネットさくの工事発注はどのようにするのか。また、製品の選定は地域住民に任せるとは、または協議会で指定するのか、どちらか伺いたしたいと思います。

○議長（河合永充君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） 工事発注に当たりましては、地元のご意見を伺いながら業者といたします。また、事業主体は、電気さくと同様に永平寺町鳥獣害対策協

議会で行います。また、製品の選定に当たっても同様にご意見を伺いながら事業を実施したいと考えております。

以上です。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） そうしますと、製品の選定については地元でもいいと。

地元の意向を聞きながらやるということですけども、製品選定と発注は別かと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（河合永充君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） その辺も地元のご意見を伺いながら事務は農林課となっておりますので、ご相談しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 本当に明確な説明をいただきまして、ありがとうございます。今後とも、24年度の要望が各地区からあるかと思いますが、事業内容につきまして区長会や農家組合等の会におきまして周知徹底していただきますよう、よろしく願いをいたします。

次に、2番目といたしまして、機能補償道路工事の町道交差点改良について伺います。

機能補償道路工事も関係機関のご尽力によりまして、現在、集落内の区間におきましては舗装工事が施工中であります。家屋連担区域の冬期間の除雪についてはいかにするのかをお伺いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ただいまのご質問でございますが、家屋連担地区の除雪につきましては、まず機械除雪により対応したいと考えております。ただし、これは今後福井県との協議の上、代替路線の除雪になるかもわかりません。これは県のほうが町の路線をしていただいて、なおかつ町の除雪車をそちらのほうに向かわすというような対応も今後協議していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 次に、交差点部の町道は幅員大体4メートルであるかと思いますが、そこに車両が停止していると県道から町道への左折または右折進入ができない状態になるかと思えます。新設道路と町道との交差する箇所におきまし

てはそういうことから町道が狭いために交通渋滞となり、交差点内での交通事故につながるようになるかと思えます。これらを未然に防止するためにも町道拡幅が必要かと思えますが、今後の交差点改良計画についての有無を伺います。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 町道拡幅につきましては現地を確認をさせていただいております。現在確認したところ、道路敷地内での拡幅が可能であるということも確認をしております。このことから福井県との機能補償道路のところの交差点の協議を行い、本年度中に施工をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） ありがとうございます。

それでは最後になりますが、一部区間を除きまして平成23年度中には工事も大体80%完成することになるかと思えますが、完成区間について一部供用開始の協議をしているのか伺いたしたいと思います。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 一部供用開始につきましてですが、光明寺から浅見区間の全線の工事が完了したときに全線供用開始を予定しており、現在までの県との協議においては部分供用の予定はございません。ただし、轟集落間のみ区民の利便性を考慮いたしまして利用できることになってございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） ありがとうございます。

救急車や災害・防災車両等を考慮しまして、事業主体とよく協議をいたしまして今後対応していただきますようよろしく願いいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（河合永充君） 次に、4番、齋藤君の質問を許します。

4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 8の方が既に質問されておりますので、私の質問一部重複するところがあるかと思えますが、その点をご容赦をお願いしたいなと思えます。

最初に、福祉事業についてお尋ねをいたします。

私は3月の定例議会においても、この福祉についての一般質問をさせていただ

きました。一口に福祉福祉と言いますが、福祉とは奥深く、幅広く、私も以前10年ちょっとの経験もありますが、ちょうど福祉の始まりの時代でとても難しくもあり大変だと感じていた次第でございます。

今、話題の温泉の利活用、上志比地区にとっては一步一步前進し、大変に喜ばしいことでもあります。もし実現できなかつたら、そのときにかけた1億円はどうなるかな 心配もしておりました。

健康福祉施設としての温泉の活用、温泉に入りたいけど近くにないとか、また個々にさまざまな理由等により温泉に行くことができない人たちがおられます。その人たちが近くでいつでも気軽に温泉につかり、そして地域の人たちとコミュニケーションを図れる。私はこれは一つの福祉施策として考えられることと思います。

そこで、福祉保健課長にお願いをいたします。

この施設は健康と福祉、そして介護予防と説明を受けており、また理解をしております。これから運営事業者の選定が始まりますが、福祉と健康を所管する課長として町民福祉、そして町民の健康を守るために適切なる助言を行い、その責務を果たされることをお願いいたしますとともに、町当局に対しましてもお願いをいたしておきます。イエスかノーかで結構でございますからご返事だけお願いいたします。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） やはり今後高齢化が進む中で介護予防、それから医療の充実は必要かと思えます。温泉を利用した療養施設、療養施設ではございませんけれども、そういう意味では非常によろしいかと考えております。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） ぜひとも運営事業者の選定に当たっては助言等をお願いしたいと思えます。

さて、今回はふれあいサロン事業について少し質問をさせていただきます。

ふれあいサロン事業、地域で行うサロン事業の実施の目的、その趣旨、そしてその対象者というか利用ができる人、これについて詳しく説明をお願いします。あわせて、この事業の23年度の予算の額と1地域当たりの助成額についてお尋ねをいたします。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） お答えをさせていただきます。

まず、この地域ふれあいサロンの事業の目的でございますけれども、在宅の高齢者等が健康で生きがいを持って安心して暮らしていくため、地域ごとのサロンを開設しております。触れ合いを通して高齢者の閉じこもり防止、心身機能の低下や介護の進行を防ぐことを目的としております。

事業と対象者といたしましては、おおむね65歳以上で、ひとり暮らし高齢者、閉じこもりがちな虚弱な高齢者や家族介護者が主な対象となっております。

それから、町内での事業の実施地域の数でございますけれども、平成22年度末で松岡地区で19サロン、永平寺地区で16サロン、上志比地区で13サロンの48サロンでございます。今年に入りましてもう2カ月がたっておりますけれども、今、新たに6サロンの要望がございます。松岡地区が3、永平寺が1、上志比が2となっております。54サロンがございます。このほか、各老人センターを利用しました地域サロンも開催をしております。松岡老人センターのほうでは月10回ほど開催しております。また、永平寺・上志比老人センターでは月6回から3回を実施している状況でございます。

それから、その運営状況というのは、この質問のとおり言っていけばよろしいですかね。

○4番（齋藤則男君） 予算。

○福祉保健課長（岡本栄一君） 予算でよろしいですか。

それから、23年度の予算総額とその1地区当たりの総額でございますけれども、当初予算要求時、11月には45のサロンでございましたので、新年度に新たに10サロンほど増加を見込みまして、限度額8万5,000円の55サロン、4万6,750円、プラス理学療法士派遣8,000円の3回分の55サロンが132万円ですね。それから転倒防止教室、やすらぎサロン講師派遣及び事務費を含めまして709万3,000円を介護保険の特別会計で予算計上をしております。

また、先ほど申しました各老人センターにおけるサロン事業につきましては、一般会計で在宅福祉事業といたしまして246万8,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 1地区あたりは。

○福祉保健課長（岡本栄一君） 8万5,000円です。

○4番（齋藤則男君） 今ほど町内の実施箇所、48カ所から、ことしの計画があつて54カ所とお聞きいたしました。各地区のそれぞれやっておられます主な事業、もし把握されておりましたらどのような事業なのかを教えてください。この事業の目的、趣旨が十分に理解され達成できておりますか。その成果ですか、そういうふうなことがありましたら、ひとつお願いをいたします。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） この事業の成果でございますけれども、少子・高齢化や核家族化が進み、ひとり暮らし高齢者世帯が年々ふえている状態でございます。地域のなれ親しんだ皆さんとサロンにより楽しいひとときを過ごすことにより、閉じこもり防止や健康状態のチェックなど自分たちの地域の高齢者を支える地域福祉となっており、介護予防やひとり暮らし高齢者の安否確認にも役立っていると思われま。年々このサロン需要がふえているということは、地域福祉の意識が高まってきた成果とも見ております。

また、事業は社会福祉協議会のほうに委託をしておりますけれども、状況につきましては社会福祉協議会と連携をとりながら実施をしているところでございます。

それから、内容につきましてはですが、地区の民生委員さん、福祉委員さんを中心にボランティアの方によるゲーム、それからお話、ビデオ鑑賞、民芸品づくり、お花見、小旅行などをやっております。時には保健師によります健康体操、それから血圧測定を行っております。おやつをいただきながら和気あいの雰囲気の中で実施をされておまして、時には昼食会も開いたりしております。

補助金につきましては、先ほど言いましたように、年間2万5,000円が1地区基本単価となっております。プラス参加人員掛ける250円ということで20人の月1回、12回すれば6万円となりまして8万5,000円となっております。ほとんどの地区が限度額申請となっております。中には限度額を下回っている地区もございます。

また、参加者の状況をお聞きしますと、女性の方が非常に多いというのも実情で男性の方が少ないという現状もございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） ありがとうございます。

この事業、町の福祉施策の一つとして地域の高齢者にとっては大変ありがたいくよいことだと思います。ばらまきとならないよう、趣旨、目的に沿った活用、そしてその指導等には町としてその責務を果たされますようお願いをいたします。

次に、町の観光の取り組みについてお伺いをいたします。

先ほど伊藤議員のほうから越前加賀宗教文化街道推進協議会の内容について質問がありご説明を受けておりますが、私は観光についてちょっと質問をさせていただきたいと思います。

最初に、23年度の予算の中で新たに小中学生対象の教育旅行誘致推進事業が計上されております。県内でも例のない画期的な取り組みだと思っております。

改めてこの事業の詳しい内容をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（河合永充君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） お答えいたします。

小中学生を対象にいたしました教育旅行の誘致事業についてでございますが、内容につきましては、永平寺町の観光の振興、知名度の向上及び地域の活性化を図ることを目的にしております。永平寺町におきまして小学校、中学校等の修学旅行や合宿、また体験学習等の教育旅行を誘致していきたいと、もって将来のリピーターとしていきたいということで実施する学校、団体に対して補助金を交付するものでございます。

補助の対象となります者は、町外に所在する小学校、中学校の児童生徒で構成する学校もしくは団体というふうなことでの教育旅行で、町内の宿泊施設に1泊以上の宿泊を伴う事業ということで、1泊につきまして1,500円の補助を充てたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） この3月の定例議会の一般質問において先輩議員が観光資源の活用や観光PRについて質問を行っておりますが、観光については観光案内板の整備、門前賑わい創出事業、永平寺線跡地整備、永平寺口駅前周辺整備事業等観光施設整備を行っており、また、これまで朝倉永平寺ライナーの運行、福井県観光宣伝隊への参加による県内外の集客を図っておりますが、これからいかにしてより多くの観光客を増加させていくのか。いろんな方面から永平寺町に訪れたいくなるような施策、また大本山永平寺だけでなく吉峰寺との結びつきなど、町内の観光資源を生かした全町を挙げてのこれからの取り組みについてお伺いをいた

します。

○議長（河合永充君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） これからのということで、23年度につきましては、今おっしゃられたように県の目玉事業であるとか、また、やはりおもてなし日本一の観光地を目指していきたいと。観光物産協会との連携、この中でイベントとして冬の燈籠まつりや花祭り等もごさいます。そうした誘客イベントもごさいますし、永平寺町の魅力を外に向けてアピールしていく情報発信の事業もごさいます。また、永平寺線跡地の利用による誘客も考えておりますし、先ほども話が出ておりますが、本年度は特に新しい広域観光圏の事業にも取り組んでいきたいと思ひますし、目的指向型の誘客を推進するためにも越前加賀宗教文化街道推進協議会の設立を目指しております。

また、情報発信の中では、イメージキャラクター等も6月30日にできるわけでごさいます。そういったことも活用してアピールしてまいりたいというふうにごさいますし、九頭竜フェスティバル、これにつきましては47都道府県すべての方からの灯籠の申し込みがごさいますのでそういったことを考えまして、また、ことしは東日本大震災被災地に向けての復興のエールを送るというふうな、そんな内容も検討していきたいというふうにごさいます。

また、今おっしゃられたように永平寺町には幾つもの地域資源がごさいます。そういったことで、多くの観光地がある中で、やはり誘客に対しての戦略というものにつきましては、議員仰せのとおり交通も含めて、お客様を迎える環境整備事業やおもてなしによる個性のある心の観光地づくり、またイベントも含めた地域資源の活用事業、広域連携事業、地域の観光団体等の人材等を育成していくというふうな事業、情報発信事業、そういったものすべてを生かす方向で誘客の強化を図ってきたいということがこれからの多くの観光客を増加させていく方向かなというふうにごさいます。

以上でごさいます。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 観光客がふえるということは、地域の経済にとっても非常にプラスになることだと思います。よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

次に3番目、企業家、企業グループの支援についてお伺ひをいたします。

女性の企業組合「ハンドメイド風ふう」が県農林総合事務所の協力を得て、れんげの里で県立大の学生を対象に、町内の特産野菜等を用いたピザづくりを行ひ

ました。また、永平寺北地区を中心に活動している若鮎グループは、ニンジンを使ったようかんの開発を行い、またこれまでに「キャロム」の名称のニンジンムースの製作や販売、町の木アブラギリの葉を使った葉っぱずしとかが県内外に浸透しております。また、上志比のニンニクを活用したこのゆびとまれの活動等、地道に特産品の開発やPRに努めている団体に対して、その育成や支援等について町としてはどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（河合永充君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） それでは、お答えをさせていただきます。

現在、永平寺町には農村女性企業グループとして9グループが活動しております。活動内容は、地元産物を生かした総菜、菓子類等の製造販売、地場産の野菜類の販売、郷土料理の伝承等を行っており、町内外で開催されます各種イベント等にも数多く参加をされております。これまで、ニンニクを使った焼き肉のたれ、ニンジンを使った「キャロム」など特産野菜を使った商品開発にご尽力をいただいております、町といたしましても大変感謝をいたしております。

また、企業グループが地場産の野菜を加工販売するため、加工場、設営機器を整備する場合は補助率、福井県が3分の1、町が3分の1の補助事業がございます。これまで3つの企業グループに支援を行っております。

また、企業グループ、県、町の3者が年4回検討会を開催し、永平寺町の現状報告、他市町の企業グループの取り組み等の情報交換も定期的に行っております。今後は、町内の企業グループの皆さんの活動状況などを十分把握し、連携をとりながら、町としてもできることを支援していきたいと考えております。

また、企業グループの方にご協力をいただき、永平寺町の特産野菜を使用した商品開発を進め、農としての永平寺ブランドの開発を進めていきたいと考えております。ことしも産業フェアを開催いたしますが、ぜひ参加していただき町内外に永平寺町の特産品や商品のアピールをしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 大分以前のことでありますが、旧上志比では焼き肉のたれの開発に役場職員が中心となって、その製品化に向けて力を注いだり、また時間外を利用して特産ニンニクの植えつけや収穫を行い、その特産化や拡大に尽力をしたことがございます。町として町内の資源を有効に生かす取り組みは町長の基本方針として十分に理解はできますが、これまでの取り組みについては個々というか、つ

ながりがないように思われます。

今後の戦略として、幾つかの組み合わせ、異業種交流などを生かしながら、地に足のついた大きな幹になるような対応を望みますが、どうでしょうか。

○議長（河合永充君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 今の商工観光課のほうでございまして、企業家の企業支援グループ、そういったところへの支援ということで、特産品の開発に係るものに対しましてはチャレンジ企業支援事業がございます。対象事業につきましては、議員仰せのそういった事業も関係するのかなというふうには考えておりますが、地域資源等を生かした新たな名産品であるとか土産品、農商工連携の商品を開発しようとする事業、また新たな技術やアイデア、そういったものを生かした新製品を開発しようとする事業となります。

補助金額、補助率でございまして、補助対象の事業費につきましては60万円以上の事業に対しまして2分の1以内、50万円が限度額となります。それが補助となります。申請いただきますと審査会がございまして、審査の後に妥当ということであれば採択というふうな形になります。

本事業につきましては、今後広くご活用いただけるようにPRを行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 先ほど課長から、農商工が連携した産業フェア、こういう席でいろんな製品のアピールをすること等もお聞きいたしました。企業グループの育成、支援、よろしく願いたいと思います。

次に、えちぜん鉄道についての質問をさせていただきます。

えち鉄の乗客数については、永平寺口駅については乗降客が減少という結果が出ていました。町はえちぜん鉄道に対し助成を行うなど、その健全化に向けて沿線自治体として取り組んでいるところであり、以前はパーク・アンド・ライド、ノーマイカーデーなどの取り組みを行い、現在はキス・アンド・ライドといった取り組みを行っておりますが、乗降客が減少するとなると今後の運営に負担が重くのしかかるのではないのでしょうか。

そこで、今の現状をお伺いをいたします。

○議長（河合永充君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） えちぜん鉄道につきましては、きょう現在の状況でございまして、22年度のえちぜん鉄道全43駅で乗降客315万2,200人、

永平寺町内の11駅では37万8,419人が利用いただいております。前年対比でえちぜん鉄道では全線で4万2,343人の増加といったようなことで、全線では増加傾向というふうなことでございます。

町におきましては地域公共交通機関の存続から支援を行っておりますが、沿線住民のご理解やサポート会の皆様の熱意ある利用促進へのご協力もいただいているところでございます。

えちぜん鉄道による運行再開から、県におきまして10年スキームの中で現在まで支援対応をしていただいておりますが、これが23年度で終わります。といったことで沿線市町や関係団体によるえちぜん鉄道活性化連携協議会、これが昨年10月4日に立ち上げられておりますが、24年度から33年度までの連携の計画案、これは次期支援スキームとなります。10年スキームとなりますが、この策定に向け今準備を進めているところでございます。

本年度のスケジュール内容につきましては、現在までの支援、利用促進の総括といったものを行いながら背景分析というものを進めまして、今後の事業方針、経営目標を立てまして県への協議も念頭に入れながら連携計画案、これを本年11月ごろをめどに策定するといったような予定となっております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 次に、福井駅の乗り入れについてお尋ねをいたします。

福井駅の乗り入れは新幹線との絡みもあり、いまだにその結論は出ていないものと思います。ちまたのうわさでは福井市が余り乗り気でなく、県においても慎重に見守っているように思われます。福井口でとまるとか、また廃線とのうわさも聞かれますが、本当のところはどうなのでしょう。通学通勤者はもちろん、少子・高齢化の社会、交通弱者にとってこの鉄道は不可欠であります。

もし廃線ともなると、永平寺口駅前周辺整備事業による開発は全く無意味となってしまうのではないのでしょうか。乗って残そう運動は当然のことながら、今後はまちづくりと組み合わせての対応が必要ではないのでしょうか。そのお考えをお伺いをいたします。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） ただいま、えちぜん鉄道の勝山線の福井駅の乗り入れのお話がありました。今お話がありましたように、新幹線がはっきりいたしません。敦賀までの工事認可を求めています。今はあのような状況であります。

今、基本的に勝山永平寺線といいますのは福井駅へ乗り入れることになっています。しかしながら、福井駅の乗り入れる場合に新幹線のルートといいますか、2階とか3階とかということもありますし、そういう工事の福井以西の話が決まっておきませんので今はそういう状態なんです。それで、この間も新幹線の大会がありまして国に強く働きかけているんですけども、政権は今ああいう状況でありますんで、なかなかちょっと難しい感じがいたします。

基本的には、三国線にしましても田原町からLRT（低床電車）で福井市へ入るといってお話もありますけれども、それにつきましてもなかなかまだまだ、どういんですか、そういう福井駅の状況がはっきりしないんで、その辺も今、いわばとまったまんまになっています。今後そういうことで、特に永平寺越前線につきましては福井口どまりとか田原町へ回るとかということでは困りますので、とにかく福井駅へ乗り入れるということで話ができておりますけれども、そのほかのところ、これからの進みぐあいが、新幹線が決まらんものですから進んでいないというのが状況であります。

先ほどちょっといろいろお話がありまして、22年度315万人、去年は21年度よりも減っております。これは猛暑とか、あるいは雪なんかもありまして電車が休んだときもありますので、ことしは年間320万人を予定をしております。それで永平寺町内で11の駅がありまして37万9,000人ぐらい乗っていただいておりますが、えちぜん鉄道の中で永平寺町の占める電車の利用の割合というのが非常に高いものですから、そういう意味で町民の人に乘っていただくということが非常に大事であると思っております。

それから、生活の手段でもありますし、これから観光につきましても、やはり永平寺町の東西といいますか真ん中を走っている鉄道でありますので、そういう面におきましても非常に重要であると思っております、町といたしましてもさまざまな形で存続あるいはこれからのえちぜん鉄道のあり方についてこれから十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） ありがとうございます。交通弱者にとっては大変不可欠であると思えます。よろしくお願いをしたいと思います。

次に、町の防災対策についてお伺いをいたします。

朝ほどの上坂議員、また長谷川議員、また渡邊議員とも重複する点があるかと思えますが、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

3カ月前の3月11日、ちょうど3月定例議会の最中でした。東日本を襲った大地震、大津波、そして福島原発の放射能漏れ、未曾有の大災害となりました。本町を含む県内の自治体においては防災計画、特に原子力防災計画の見直し、近隣の自治体との連携をも含め広域的に見直すような取り組みを行わなければならないと思われます。そして毎年町を挙げて実施をしています防災訓練、この大震災を教訓に広く町民に対し訓練の必要性を知らしめるためにも大変重要なことと思われます。

先ほど長谷川議員から九頭竜ダムの決壊のお話がありました。私も以前、大分前のことですが、私の記憶の中に、もし九頭竜ダムが決壊したら旧松岡町が約三十数センチの泥で埋まると聞いたことがあります。議会ではこの前、今から何十年か前に放水管の一部が破損した関西電力市荒川発電所の貯水塔の視察を行いました。また、各地域に指定される避難所は、先ほど長谷川議員らの質問にもございましたが、見直すということですが、私の地区の避難所は、私が小学生のときだと思ひます。集中豪雨があり、当時、大人の腰ぐらいまでに冠水したことがあった場所だと記憶をしております。

この東日本大震災、昔からの言い伝えや先人の知恵、教訓により難を逃れたり、また被害が最小限に食い止められた地区、また日ごろの災害訓練により人の命が救われた地区等の報道がありました。私たちの永平寺町、旧松岡町では、福井大震災や水害、永平寺、上志比では幾度かの水害をも経験しております。先人の知恵や教訓を生かした各地域での自主防災組織の強化、そして新たな防災訓練の取り組みや考え方についてお伺いをいたします。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 今回の震災を受けまして、本町の地域防災計画、先ほどお答えをしたとおりさまざまな面で見直しが必要になっております。早急にそういったもの見直しを進めてまいりたいというふうに考えております。避難所の見直しあるいは原子力発電所の事故に対する対策等々、さまざまな災害に対しての計画書の見直しを進めてまいりたいと思ひます。

また、訓練についても同様でありまして、町では年に1回、全町民を対象といたしました総合防災訓練を実施しております。これはどちらかと言えば町と関係機関あるいは関係団体等々の連携等に重点を置いた、そういった訓練の内容になっております。今はすべての地域、地区、90地区で自主防災組織を立ち上げていただいております。そういったことから、災害時に迅速に、かつ実践的に活動

をしていただける地域に密着した訓練と申しますか、実践的な訓練をやっていく、そういった方向で今、自主防災組織の協議会というものの立ち上げも進めております。そういったことから、訓練についても災害時に十分対応できるような訓練を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 想定外という言葉はもう当てはまらないと思いますので、あらゆることを想定した新たな災害訓練も必要かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、長谷川議員が質問いたしました放射能のモニタリングでございます。私も大変必要だと思っております。平常時の状態の把握にも役立つものと思われまので、ぜひとも当町の中に設置されますよう要望をいたしたいと思います。

また、渡邊議員の質問にもありました他県自治体との連携であります。いざとなったときに助けを求めたり、また助けに向かうなど、物心両面にわたる協力体制を常日ごろからつくっておくための連携であります。姉妹都市の締結とか相互応援協定の締結等の施策であります。ぜひとも前向きに考慮いただきたく要望をいたしておきます。

通告外でございますけど、建設課長にお願いをいたします。

毎年この時期、梅雨による一時的な集中豪雨が起きます。上志比の中心を流れる河内川、南河内川の災害対策であります。河内川は改修が進んでおりますが、南河内川は危険な箇所が何カ所もあり大変心配をしております。上流の砂防ダムのしゅんせつ、そして危険箇所の調査、応急処置等をよろしくお願ひをいたしたいと思います。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 今ほど河内川と南河内川につきまして整備のことについてご質問をいただきましたが、まず河内川につきましては、流域防災事業で国のほうの補助を受けまして県が整備を進めておりまして、ある一定程度のところまで整備が進んだということになってございます。また、南河内川につきましては、流域防災事業を南河内川に振りかえて今後上流のほうへ整備をしていくというようなことも聞いておりますので、今後また河川の整備につきまして県に強く要望を重ねて申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 突然で大変ありがとうございます。南河内川は大変危険箇所

が多うございます。ぜひともパトロールを強化していただき、危険箇所の調査と応急処置等をよろしくお願ひしたいかと思ひます。

「備えあれば憂いなし」とのことわざもあります。想定外の言葉はもう要りません。人命、財産を守るため、町全体の安全、安心、よろしくお願ひをいたし、私の質問を終わります。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

4時10分から再開いたします。

（午後 3時59分 休憩）

---

（午後 4時10分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、6番、原田君の質問を許します。

6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 私は今回、3点の質問を用意しました。1つは、自然災害から子供を守る教育や訓練はできているのか。それから2番目に、防災行政無線の基本計画というのはできたのか。それから3番は、地震や洪水ハザードマップの一時避難所は見直しや補強が必要ではないか。いずれも東日本大震災の防災関係の問題なんで、特にタイトルを分けましたけれどももうほとんど共通事項になるうかと思ひますし、前段で何人かの議員さんがいろいろ質問もされていますのでできるだけダブった面については省いていきたいと思ひます。

まず最初に、自然災害から子供を守る教育や訓練の件なんですけれども、東日本大震災の死者、行方不明者数は約2万6,000人と発表されている——これは前の話ですから最近ちょっと変わっているかもしれません。巨大地震は、東北地方を最大で5メートル東方向——これは太平洋側——に動かしたという。今、日本列島のどこで、いつ大地震が起きても全く不思議ではないと地震学者の皆さんは警告しております。また、地球温暖化の影響とされる局地的豪雨の急増もあり、近年の日本は想定外災害の時代に入っていると思ひます。

東日本大震災で死者、行方不明者1,300人を越えた——これは岩手県の釜石市ですけれども、小中学生約3,000人というのはほぼ全員無事だったと聞いております。これは同市が数年前から群馬大のある教授を中心に実践的な防災訓練に取り組んできた成果であって、子供たちは揺れたらとにかく逃げろと、ハザードマップに頼らず状況を見て判断しろと厳しく教えられ、釜石市のある中学

校では、ハザードマップの浸水域外にありましたが、先生の指示を待たずに生徒が「津波が来るぞ」と叫びながら走り、最初の避難場所が危険だとわかるとさらに高台へと自主的に避難し、難を逃れたそうです。

もう一つ対照的な話があるんですね。先週のテレビ、NHKのニュースなんかでもちょっとやっておりましたけれども、宮城県の石巻市の大川小学校というのがあって、皆さんご存じだと思うんですけども、この小学校は石巻市の避難所に指定されていて学校へ避難してくる人たちの対応に追われていたと先生方は言っているんですけども、児童の約7割、全校生徒が108人だそうですから、死亡68人、行方不明者6人ということは合わせて74名、大体7割の生徒さんが津波の犠牲になっております。この前の先週の土曜日やったか日曜日やったか、学校ではこの事件のいろんな検証をするということで聞き取り調査なんかをやってどうのこうのということで責任的には明確にならなんだそうですけれども、そんな今さら死んでしまったことを言ってもしょうがないんで。

これはもうはっきり言って、大川小学校には悪いんですけど、この石巻市の対応と、それから先ほど申し上げました釜石市、これはいかに通常時からいつも災害に対してどう取り組んでいるか、考えているか、避難訓練をやっているのか、生徒の教育はどうやっているのかというのが、もう本当にこれ明暗を分けた対照的な例じゃなかったかなと。だから大川小学校の先生はもうほとんど亡くなっているそうですから、それが必ずしも、死人にむち打つわけではありませんけれども、やはりどこかにまずい点があったんじゃないかなと思います。

そういうことで、行政がすべての災害を予測して封じ込めるのは不可能で、もちろん技術や資金の壁もあります。自然災害の想定とは、いわば防御の目標を示すシナリオだ。これは地震とか洪水、土砂災害などのハザードマップもそうでしょうけれども、そうとらえた上で想定を超えた事態でもぎりぎり生き延びられるよう人間の対応力を鍛える。行政に過度に依存せず、みずからの命は自分で守る。できるだけ逃げる。それが今回の東日本大震災、津波災害の大きな教訓ではなかったかというようなことをある新聞の論説で読みましたけれども、非常に示唆に富んでいる言葉だと私は思っております。

そういうことで、まず学校や幼稚園の防災教育や避難訓練はどう実施されているのか。それから、避難マニュアルというのは多分あると思いますけれども、それは今回見直しされるのか。それとも、それについては学校等の立地条件があると思うんですね。例えば松岡中学校ですと裏に大きな山があるとか。幸いにして

永平寺町は津波に襲われるということはないわけですが、いろんな立地条件があると思うのでその辺で個々の、やはり避難訓練とか教育とかマニュアルというのは当然変わってきてしかるべきだと私は思うんですけれども、この辺についてまずお伺いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 消防が実施しております防火、防災、自然災害の指導についてご説明させていただきます。

幼稚園につきましては、消防が年1回出向しましてすべての幼稚園内で避難訓練を実施しております。

内容につきましては、火災、地震等の災害、種別ごとの避難方法、避難先等を指導しております。幼年期の園児に対しての教育といたしましては、第一に、園内では先生の言うことを、また家庭内では両親の言うことをよく聞くように指導し、火の恐ろしさ、火遊びはしないというようなことを指導しております。また、避難するときの煙の恐ろしさなどを教育しております、ハンカチで手を押さえ、また前の人を押さないというような指導を幼稚園では行っているところでございます。また、園外指導といたしましては、幼年消防クラブにおかれましては福井市の防災センターのほうへ見学をさせていただいております。また、防火パレード、ちびっ子防火まつり、節分防火豆まき等の行事を通して1年間指導しているところでございます。

次、学校に対しましては、小学校7校、また中学校3校とも消防が出向し年2回避難訓練を実施しております。内容につきましては、火災を想定した訓練、また地震を想定した訓練を行い、真剣にこちら側も検証しているところでございます。また、小中学校の教育の内容といたしましては、火災の場合の焼死のほとんどが、やはり煙を吸い込むことによる一酸化中毒によることから、縦、横方向における速度等の煙の特徴を指導しているところでございます。また、「おかしも」の合い言葉、すなわち「お」は押さない、「か」は駆けない、走らない、「し」はしゃべらない、「も」は戻らないと。特に避難の際は現場に戻らないことを強く指導しているところでございます。さらに避難訓練の終了後には、消火器、屋内消火栓、避難器具の取扱訓練等々においても学校施設等々のを使用して指導しているところでございます。

その他、児童生徒が家庭内においても家の人と防火、防災について話し合うように指導しておりますとともに、あわせて自主防災組織の訓練等や研修会等々に

おいても、父兄の方にふだんから家庭内での防火、防災についての話し合いをするよう、これが一番大切であることを認識していただいております。

また、今回の東日本大震災の教訓を生徒に伝えるために、当消防本部が福井県緊急消防救助援助隊で執行しました岩手県陸前高田市の災害現場及び活動写真を70枚ほどCDにおさめまして5月9日に各小中学校に配布し、生徒たちの教育の一環として大規模自然災害の恐ろしさを認識していただくため、また将来の地域防災の担い手として活動されることを期待しましてこのようにさせていただきます。

少年消防クラブでは、スポーツ少年団を中心に町内小学生にご参加をお願いして年1回防災スクールを開催し、少年期の防災能力の向上に努めております。本年度は8月2日火曜日でございますけれども、夏休み期間中ですが、永平寺緑の村ふれあいセンターのほうで実施を計画しているところでございます。

また、災害以降、現在、民生委員の方、児童委員協議会の席で現場に出向した消防職員が体験談を通じて講話をさせていただいております。また、先ほどもお話出ましたように、町のふれあいいきいきサロン48地区においても、今現在少ないですが8地区、それからその他の地区にも7地区そういった防災講話について体験談も含めて話をさせていただき、参加者から改めて災害の恐ろしさを実感したなというような感じのお声をいただいております。

消防本部におきましては、今後、学校、幼稚園もとより、各団体と地域住民におきましてもさらなる防災に対する知識のレベル強化を目標にありとあらゆる手段を用いまして取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 教育長。

○教育長（青山慶行君） 消防長の答弁と一部重なるところがあるかもしれませんが、答弁させていただきます。

地震などの災害に対する避難訓練は、今ほどもあったように年2回は実施をしております。雪のないときと雪のあるときに分けてやっているようです。それから阪神大震災、平成7年にあったんですが、その後、国及び県からの指導により、各学校に避難訓練のマニュアルがございます。それから、防災に関する教育につ

きましては安全教育の一環として防災教育を取り扱っておりまして、社会科、理科の教科の中でも災害の発生についてのメカニズムだとか防災についての話も取り扱っております。

今回の東日本大震災のような大規模災害について、4月、5月の校長会でいろんなことを話し合いました。対応といたしましては、一つは、先ほど出ました大川小学校の例だとか釜石市の津波でんでんこの話とか、そのほか越喜来小学校とかいろいろあるんですが、そういう事例を出しまして、どういうところだから助かったとか、どういうぐあいにしたから危なかったとか、そういう事例を参考にしながらいろいろ考えておりまして、先ほど言いました避難訓練のマニュアルについても、この状況を踏まえて、各学校の地理的状况を考えながらマニュアルの再点検を行って見直しをしていくということを指示したところでございます。見直しした後は児童生徒にきちんと指導をして、いざというときには大きな災害にならないように気をつけていきたいというぐあいに考えておるところでございます。

○議長（河合永充君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（伊藤悦子君） 子育て支援課としましては、幼稚園、幼稚園のことでお答えさせていただきます。

各園におきましては、日ごろの訓練が大切ということで災害のあらゆる事態を想定いたしまして防災教育や避難訓練を実施しております。

防災教育につきましては、保育士はそれぞれの園において、地形によりどんな災害が起こる可能性があるか、土砂災害警戒区域であるか、避難方法やそれぞれの職務分担などについて話し合いを行い、またほかの園との交流会におきましても防災についての情報を交換し共有を図っております。

園児への教育といたしましては、先ほどの消防長のお話とも重複すると思えますけれども、全園が同じ内容で、近くにいる保育士の顔を見る、保育士の指示をよく聞き従う、手には物を持たない、押さない、しゃべらないということを基本にいろいろなことを教えております。また、5歳児は福井市防災センターにおきまして、地震、台風の疑似体験やビデオ観賞により災害の恐ろしさや避難方法について学んでおります。

避難訓練につきましては、各園の立地条件など地域の特性を考慮しつつ、全園が同じ内容の年間避難訓練計画に基づき、毎月1回訓練を実施しております。本年度からは、水が入りました消火器を使いまして消火訓練も実施しております。

また、万一災害が起きた場合には、緊急連絡用携帯メール配信システムというのを利用して保護者への連絡が速やかに行えるようにしております。

今後も東日本大震災の教訓をもとに、町の宝であります園児たちがその命がしっかりと守られるよう日ごろから訓練を行い、また職員一同が危機管理能力の向上を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） いろいろ聞いたんで、時間の関係もありまして、私がお願いしたいというのは、今いろんな部門部門で訓練とかそういったことをやられていると、これはまことに結構なんですけれども。要は、さっきから言うていますようにそれぞれの学校の立地条件とか、今、学校も幸いにして耐震化はかなり進んでおりますので震度6強に対してもそんなに人命に危険を及ぼすようなことはないということですから、かえって慌てて外へ逃げ出すというののもいかんがかなと思いますし。だからいろんな実態に即した、マニュアルをどういうふうに見直されるんか聞いていっても時間がないんであれですけども、要は精神教育といいますか、日ごろの児童に対する、幼稚園に対する、子供さんに対する、そのレベルレベルに合わせたきちんとした、どういったときはどうするんだよというふうなこととか、それから起きたときにはどこへ逃げるんだというふうなことも想定しておかないと、そのときにわーっとあたふたのような状態では犠牲が大きくなるということですから。幸いにしてここらは津波は考えんでもいいんで、心配されるのは大きな地震とか土砂災害とか、洪水なんかでもちょっと心配される学校があるんかもしれませんが、そういうところだと思いますので、その辺をきっちりお願いしておきたいと思います。

それから、2番目に防災行政無線基本計画の件なんですけれども、東日本大震災を発生させた東北沖の巨大地震、これはマグニチュード9.0の余震はマグニチュード7級が5回、6級が75回も発生して今もおさまる気配はなく、誘発された地震も新潟、長野、静岡等で相次いでいます。内陸部の地震というのは、マグニチュード6、7級でも建物の倒壊によって大きな被害も予想されます。

また、集中豪雨による局地的浸水被害も近年増加の傾向で、本町でもいつ被災するか予断の許さぬ状況下であり、いざというときに各戸に緊急避難情報や防災情報を提供できる防災行政無線等の整備が急がれる状況下にあると思います。

私は今までに2回、昨年と一昨年のいずれも12月定例会で全国瞬時警報シス

テム、これはJアラートですけれども、これや地震ハザードマップの整備方針、また同時通報用防災行政無線の導入整備には防災ラジオやケーブルネットワーク等の活用の検討などをしてはいかがですかというふうに提言してきました。

町では現在までに、県内の他市町と歩調を合わせるように、Jアラートの本庁舎での受信体制、また地震、洪水、土砂災害のハザードマップの作成、配布は完了しておりますし、さらには各地区での自主防災組織の立ち上げ、活動の助成など町の防災体制は一応整備されてきたと思いますが、Jアラートから流れる、例えば嶺北地方で震度5強以上の緊急地震速報を初めとする各種の防災情報を受けて、これを各戸のほうへ瞬時に伝達をどうするか。それからまた、緊急災害時に町が発信する緊急避難情報、さらには被災後に必要となる被害状況や避難所、炊き出し場所などの町民への伝達のツールをどうするのが大きな課題として残っているといます。

それで、昨年12月定例会の答弁では、町全体の防災行政無線の基本計画と、未整備であった旧松岡町地区における無線整備の計画書を平成22年度中には策定する予定であるという答弁をいただいております。この計画書はできているのですかということがまず1点。

それから、旧永平寺地区、旧上志比地区ではアナログ方式の同報系防災行政無線が整備されているので、これをデジタル方式へと変更を計画していると思いますが、旧松岡町地区でも屋外拡声スピーカー、これは1基つけると大体500万円以上ということが言われておりますから、その方式の同報系防災行政無線の整備計画はそのままなのですか。これは私も言ったように、1基500万といたしますと集落当たり1カ所ずつといふとかなりの費用がかかると思いますので、何億単位ということになるので一朝一夕にはできないと思いますから、それも含めて。

それから、私が前回提案したこしの国ケーブルテレビにFM放送局を開設して有線（光ケーブル）または無線の防災ラジオの活用は検討されたのか。さらには、費用対効果で他の有効な方式があるんですか。システム導入検討には、これ防災無線システム検討会議とでも申し上げておきますけど、そういうことに議会でも専門知識を持った議員さんが、例えば上田さんとか川崎さんとかがおられるんで、もしできていないんならそういう人も交えて、いずれにしてもどの方式を採用するかが費用対効果も含めて大きなポイントになってくると思います。できれば安い費用で効果的な方式がいいんじゃないかなと思いますけれども、その辺をどの

ような計画をされているかをお聞きしたいと思います。

私としては、今、鯖江市でやった防災ラジオなんかは先日の新聞にも載っておりますけれども、いろいろ不感地帯というんか電波が届かないことがあって全体的にはそういう欠点が少しありますよということですから。

幸いにして本町にはケーブルネットワーク、光が各戸に張りめぐらされているんでFMのラジオそのものをケーブルに乗せて各戸へ配布して、最初はケーブル端末からラジオに結びつけておくと。それで、いざそこである程度の情報を得た後、避難所へ逃げるときにはそのケーブルの差し込みを抜いて、今度は無線の方式に切りかえて避難所へ持っていくというぐらいのところが一番いいんじゃないかなと個人的にはそう考えておりますし、そうはいつでもそれがすべていいとは。例えば田舎の集落あたりですと少し同報無線みたいな、外にのされておっても伝達できるような、やはりそういうものも必要かなとも思いますし、だからいろんな組み合わせも考えられると思いますけれども、ぜひこの辺のご所見を伺いたいと思います。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 防災行政無線の基本計画につきましては、平成22年度の事業ということで計画書はでき上がっております。ただし、松岡地区の場合でございますと、今おっしゃった屋外のスピーカーによる子局、こういったものの設置数、あるいは永平寺地区、上志比地区で現在使っている設備の活用、こういった部分についていま一度検討をし直すように業者に対して要請をしております。

といたしますのは、全町域で電波の検査等もやっております。そういったことで今想定しているのは、調査としてはその半径300メートルのところというふうになっているわけですけれども、それをしますと相当、逆にハウリング等々によって何を伝達しているのかわからないといったようなことが課題として上がってまいりました。調査したところ、永平寺地区、上志比地区にあります現在のアナログの無線がまだ10年以上は十分使えるといったような結果が出ました。ですから、そういったものを十分に活用するといったようなこと、ただし、それにはメーカーの違う永平寺地区、それから上志比地区、そして新たに設置する松岡地区、こういったものをどのように接続して1カ所から通信ができるか、そういった課題が出てきました。今現在、そういった新しい課題をコンサルに対して検討するように指示をしております。そういったことで、できた計画書が今現在ちょっと完成には至っていないという部分がございますけれども、早くそれを出す

ように指示をしているところでございます。

基本的には松岡地区も同報系のスピーカーによる発信といったことを考えてはおります。しかし、先ほどちょっとおっしゃったように、FMを使ったラジオの受信、それからこの国ケーブルテレビを使った情報伝達といったことも十分活用しなければなりません。ラジオについても非常に電波の届きにくいといいますが、電波が弱いといいますが、そういったところの対応が急がれるといったようなこともございます。一つの方法だけではなかなか地域の方々に正確な情報を早く伝えることができませんので、今申し上げたような行政無線を中心としているような方法で住民の方に情報を伝える方策をこの基本計画の中でも考えていかなければならないということで、先ほど言ったようなことを検討しております。

今後、そういった施設の整備については十分町内で検討いたしまして、そういった内容については議会に対しても十分お示しをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） これも非常に難しい問題で、市街地なんかですと屋外拡声スピーカーは、住宅密集地ですとそのボリュームをどうするかという問題もあるらしいんですね。本近くの人にはもうやかましてどうもならんと言うし、遠いところの人は聞こえんとか。それから、最近、皆さん家が非常によくなくなって密閉性が高くなっているものですから窓を閉めているとなかなか屋外のスピーカーは聞こえないとか。そうはいつでも、今度は田舎の集落へ行きますと畑とか田んぼで仕事をされている人にもわかってもらおうとすると屋外拡声スピーカーがいいんじゃないとか、さっきのあれじゃないですけども、やっぱり立地条件とかいろんなことを加味して検討すべきじゃないかな。

それから、本町が一番条件的に恵まれているというのは、ケーブルテレビの光ケーブルネットワークがほとんど九十何%各戸へ届いているんですから、そこへFMラジオでもそれに乗せれば100%傍受できるという利点があります。ただし、ケーブルの弱点というのは、大地震とか大災害があったときにはそのケーブルが切断する可能性がある。

ですからそれだけでは解決しないので、有線ラジオをぱんと無線に切りかえ、どうもできるみたいですね。通常はケーブルテレビにつないでにおいて、差し込みを抜けば普通のFMラジオになるというふうなこともあるラジオというのは今も出ているそうですし、そのラジオというのは大体1台5,000円から1万円ぐ

らいということで、各戸で買っていただくとしたときに、例えば仮に5,000円ですと町が3,000円助成して2,000円を個人負担とかいろんなやり方、熱海なんかのやり方、熱海方式のやり方があるでしょうし、防災ラジオについても全国各地でかなり取り入れているので、リズム時計がやっているそういうラジオとか、いろんなところでいろんなラジオが出ているということでどのラジオがいいかということもありますし、システムの検討の段階では非常に慎重を要するなど。

何にしろ、たしかこれは助成はないということを聞いていますので、整備するには何億という金をほとんど町の財源でやっていかなきゃならんということがありますから、一たびシステムをどうするかというのは、これは私は大きな問題だと思っているので。若狭町の有線ケーブルテレビにつないでいく問題にしても端末が3万8,000円ぐらいかかるという話ですから、それもかなり高額になるなということなので。

私がお願いしたいのは、この無線のそういう計画の段階で、私もまた少し勉強させていただきますので議会のそういうチームをぜひ入れてほしいなど。私らも何かでき上がったものに対して「これはあかんよ」と言うているだけでは、これは議員の仕事としては全うしてしていないと思いますので、いろんな形でまた勉強をさせていただきますし、私がさっき言いましたようにかなり専門知識を持った方もおられますので、ぜひとも計画書の中に我々の意見も反映するような機会をつくっていただきたいなということのお願いです。

これは町長にお聞きしたほうがいいんか。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今お話ししましたように、そういうことで計画を一度もらいました。しかしながら、今申し上げましたように、上志比と、それから永平寺のこれまでのそういう設備もありますし、松岡はないんですけども新しいそれをどうするかということもありまして。例えばスピーカーにしても、幾つつけるのがいいかどうかということもありまして、今お話ありましたように、松岡のそういうところと吉野とか御陵とかとはまたちょっと違いますし、そういうことで500万はかからんのですけれども、そういういろいろな話を聞いております。

今お話ありましたように、再度いろいろなことを町としても、投げかけて聞いておりますので、そういう時点でどういう整備が一番いいんかということも含めて議会にも十分ご相談したいと思っております。ある程度専門的なことも入って

きますのでなかなかわからんところもありますので、そういうことも含めて相談したいと思っておりますので、またそういうふうな説明会というのもつくっていきたいと思っておりますし、そういうことで今のお話は行政といたしましても十分議会と相談していきたいと思っております。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 私どももまた、議長とか総務委員長にお願いして先進地の視察なんかもして少しいろんな形のどのシステムがいいんかというのも理解を深めながらまたひとつ、急いではいるけれども、何しろかなりの投資が必要だということではやっぱり慎重にすべきだと思いますので、よろしくお願ひします。

それから3番目ですけれども、ハザードマップの一時避難所の件、これは長谷川議員もおっしゃいましたし何人かの方が言っておられるんで、これはダブリますけれども。

東日本大震災での大津波は想定外であったため、市町が指定した津波ハザードマップの浸水域外や一時避難所でも多くの方が津波にのみ込まれ亡くなっております。だからといってその責任はすべて行政にあるとはだれも言わないですけれども、ハザードマップの一時避難所は、地震、洪水、土砂災害、あらゆる角度から慎重に現地を確認して決定すべきであると思ひます。そして問題があるとすれば補強する、また場合によっては指定場所の変更見直しも必要になってくると思ひます。

先ほどの前段の議員さんの質問の中で、土砂災害警戒地域に避難所があるのが、総務課長は25ほどあるのでこれは検討しなければならないというお答えがあつたかと思ひますけれども、それらも含めてそういうことが必要になってくると思ひます。

そこで、町の地震や洪水のハザードマップに掲載されている一時避難所は大部分が地区の町内会館や集会所となっておりますが、今後は立地箇所や建物の耐震性も含めて一度総点検し、場合によっては改修補強や場所の変更見直しが必要だと、東日本大震災後、私はそのようなことを思うようになりました。

一時避難所に指定する町の考え方、それから、例えば私のところでいいますと町内会館ですけれども、これは新しい建物じゃないんで、古い建物を改修して町内会館としているわけですから必ずしも耐震にすぐれているとは言えないと思ひますね。ですから、そういうことで補強や見直しの要望は届いていませんかということ。

それから、これは町内会館などの建物の耐震診断や、それから避難所になるとすればケーブルテレビ回線の引き込みなどですね。これは耐震診断には町が補助金制度を設けたり、ケーブルテレビの引き込みについては最初だけは減免措置をするなど。例えば、実際に耐震補強をした結果だめだということになれば耐震補強もしなければならぬので、これは町が全額というわけにもいかないと思いますので町内ももちろん負担するんですけども、その割合は別として、そういう町の補助も私は必要でないかと思います。そして、そういう情報制度を設けながらその建物の耐震補強を高めていくと。

実際にはかなり新しい個人の家もありますから、むしろ一時避難場所よりも個人の家のほうが地震に強いところがありますから、それは状況を見て避難することになると思いますけれども、町内会館が最初につぶれるというケースもないではないと思いますので、その辺はやっぱ避難場所がそう簡単に、町ですと一時避難場所をほかのところへかえるといってもなかなか見つからないと思います。

先ほどの私のところの旧町内でいいますと、防災公園をどうするんかという問題も今後あると思いますので、その辺も含めて町のお考え、ちょっと補助なんかはできないかという件ですね。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 一時避難所の見直しについては、先ほど来お答えをさせていただいております。

今回の大きな教訓でございまして、やはり災害によって避難所もかえる必要があります。これはもう一定の決められた避難所だけでは、これは全く用をなさないということがはっきりとわかってきたかと思います。そういったことから、現在、すべてと言ってもいいほど一時避難所は集落センターあるいは自治会館等になっております。そういった施設も相当の年数がたっておりまして老朽化も進んでおります。

やはりそれぞれの地域には、例えば高台にある神社、寺院、そういったところの境内、それから一部事業所の駐車場等々いろんな一時避難所になり得る場所がございます。そういったものを十分地域地域で災害に応じて、そして地域の地理的条件を十分考えていただいて、そういった一時避難所の選定をしていただきたいと思います。町のほうもそういったところに十分立ち会いをさせていただいてその確認も一緒にさせていただきたいと思いますので、先ほどから言っているように、一

時避難所についての見直しというものは今後早急にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 私のほうからは、避難所につきましての耐震診断の補助についてお話しさせていただきます。

東日本大震災後、地区の防災意識の高まりから、地区内での指定避難施設の変更や耐震診断などの相談に訪れるようになってございます。本年の区長会でも資料配布をさせていただいておりますが、地区の集落センターなど指定避難施設の耐震診断や耐震プラン、それと耐震改修につきましては避難施設耐震診断促進事業がございまして、国、町、地元がそれぞれ3分の1を負担することから実施の前年度の11月までに申請をしていただくようお願いをしております。

また、これは永平寺町地域防災計画において指定避難施設として位置づけられていることがまず条件となっております。これと建物の年次も含まれてくるわけですけれども、昭和56年以前ということで、耐震診断、耐震改修等の地震時における安全な避難所を確保するため補助対象事業を行っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 耐震診断とか耐震の工事に対しては、今現在、補助制度があるということですね。

ケーブルテレビのほうはどうなんでしょうか。引き込み。最近、デジタル放送にかわるんで、町でもほとんどアナログテレビですから、もう町内ではお金かけないでそのままアウトにしてしまうとかというのがかなりあるんで。そうかといって災害のことを考えると、そういうケーブルテレビの防災がそこに乗ってこれるかどうかは別にして、やはり必要かなと思いますので、そんなときに個人の家ですと、今から申請して引き込み設けますとかなりお金が要ることなんで、その辺の補助制度もできれば考えていただきたいということ。

それから、今総務課長も言われたんですけども、地震の場合でしたら必ずしもその建物が一時避難所にはならないと思いますので、我々の町内では空き地の駐車場とかというところも当然想定に置いておかなあかんので、その場合は、例えばそこを一時避難場所にして、いただいた防災テントとかいろんなテントを張ってしばらくしのぐというようなことも必要になってくるかと私は思っておりますので、その辺もまたきちんと詰めたそういったマニュアルにね。今、いろんな地

震のマニュアル本がほとんどつくられているのでこれはこれで。とりあえずつくるのがまず大事ですから、とにかく一時避難場所が会館だというようなことでこれをつくられたのは結構ですけど、これが悪いということになればやっぱり見直しも必要だということは今確認しましたので、ひとつその辺も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

答弁がなければ終わりたいと思ひますが、何か。ケーブルテレビの。

○議長（河合永充君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） ケーブルテレビの引き込みの補助、減免ということでございますが、これ議員さん言われるように、ケーブルテレビの引き込みの減免措置というよりも町が補助事業を創設するという考え方になるのかなというふうに思ひますが、一時避難所72カ所のうち17カ所が今ケーブルテレビとして一応引き込んでいるということで、そのほかの会館、センターには、これはケーブルテレビではなくアンテナで視聴しているとか、そういった実態もござひます。

また、課題としては引き込み料の問題、補助金の対象にするかしないか、これはやはり課題となってまいりますし、引き込んだ後の年間の使用料、これも一つ話として出てまいりますので、これ支払いは地区のほうで行っておりますので、そういったことで今後研究して検討してまいりたいと思ひます。

よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 私は別にそれを全面的に町に頼るといふんではなしに、少し減免措置とか、例えば視聴料なんかにしても多少ちょっと割引があるとか、一時避難所になっている以上はその程度の補助はしていただいたほうがいいかなといふことで申し上げたので、よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

（午後 5時 分 休憩）

---

（午後 5時 分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思ひます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれをもって延会します。

なお、あす7日は午前10時より本会議を開会したいと思いますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 4時58分 延会)